

北ノ浜グラウンドトイレ新築工事のうち建築工事

図 面 目 録					
	表紙 図面目録	A-12	展 開 図 1	T-1	既存便所 配置図 仕上げ表
A-1	特 記 仕 様 書 1	A-13	展 開 図 2	T-2	既存便所 平面、立面、断面 各図
A-2	特 記 仕 様 書 2	A-14	建 具 伏 せ 図	T-3	既存バックネット 平面、立面図
A-3	特 記 仕 様 書 3	A-15	建 具 リ ス ト		
A-4	特 記 仕 様 書 4				
A-5	配置図 付近見取図	K-1	壁式鉄筋コンクリート構造配筋標準図-1	E-1	電 気 工 事 特 記 仕 様 書
A-6	平面図 屋根伏図 内部仕上表	K-2	壁式鉄筋コンクリート構造配筋標準図-2	E-2	盤類結線図・照明器具姿図
A-7	立面図 外部仕上表	K-3	壁式鉄筋コンクリート構造配筋標準図-3	E-2	電灯設備 1階平面図 屋根伏図
A-8	矩計図 断面詳細図 1	K-4	基 礎 伏 図 ・ 梁 伏 せ 図	E-4	コンセント・警報設備 平面図
A-9	断 面 詳 細 図 2	K-5	ス ラ ブ 梁 壁 配 筋 リ ス ト		
A-10	平 面 詳 細 図	K-6	⑤通り配筋図 雑配筋図		
A-11	スラブ断面図・手摺詳細図				

Ⅰ. 工事概要		項 目	特 記 事 項	項 目	特 記 事 項
1. 工事名称	北ノ浜グラウンドトイレ新築工事のうち建築工事	2. 工事関係図書	◎施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書を作成し、監督員に提出すること。 ◎上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。 ◎施工図、現寸図、見本等は、監督員の指示により速やかに監督員に提出すること。 ◎工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。 ◎工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと。 ◎工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第1号)、建設副産物適正処理推進要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第3号)その他関係法令に従い適切に処理すること。 ◎受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事（仮囲い等仮設材設置を含む）着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。 ◎地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置(平面・深さ)、規格、構造等を確認しなければならない。 ◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう受注者の負担でその都度補修又は補償すること。 ◎受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車から卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。 ◎受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。 ◎受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。 ◎受注者は、トラック（クレーン装置付）を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置（ブームの格納忘れを防止（警報）する装置、ブームの高さを制限する装置等）付きの車両を原則使用しなければならない。なお、使用できない場合は事前に監督員と協議を行うこと。 ◎休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。 ◎受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。 ◎受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」（自由様式）の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。 ◎工事現場には、工事標識を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。 ◎電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。 ・事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。 ・一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。 ◎発生材の処理等は、次により適正に行う。 (1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。 (2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員(契約書に規定する監督員をいい、標仕の規定による場合は監督職員と読み替える、以下同じ。)に報告し指示を仰ぐこと。 (3) コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。 (4) 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は建設発生土搬出調査、産業廃棄物は産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調査(様式3)を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。 ◎受注者は、資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第19号）第8条で規定される工事、又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）施行令第2条で規定される工事（以下「一定規模以上の工事」という。）において、コンクリート（二次製品を含む。）、土砂、砕石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合に	は、（一財）日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム（以下「C O B R I S」という。）により再生資源利用計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第20号）第7条で規定される工事、又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、C O B R I Sにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。 受注者は、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成した場合には、工事完了後速やかにC O B R I Sにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出しなければならない。 受注者は、C O B R I Sの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力しなければならない。ただし、バージン材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。 ◎建設リサイクル法通知済証の掲示 受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事（特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの）においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手前までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかなければならない。また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出することとする。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。 ◎本工事の着手前に、給排水、ガス管、地下埋設物等の調査を行うこと。 切り回しが必要な場合については、実施時期は、打合せにより決定すること。.	
II. 建築工事仕様書					
1章 一般共通事項		項 目	特 記 事 項		
1. 適用基準等	◎図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通大臣官房官庁営繕部監修の下記による。 ①公共建築工事標準仕様書(建築工事編) 令和4年版(以下「標仕」という。) ②敷地調査共通仕様書（令和4年版） ③建築工事標準詳細図(令和4年版) ④公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)令和4年版 ⑤公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編) 令和4年版 ⑥公共建築木造工事標準仕様書(令和4年版) ◎本工事のうち電気工事等について、下請業者を使用する場合は、工事の施工に十分な能力と経験 を有したものを選定すること。 ◎設計図書の優先順位は、次の順とする。 (1) 質問回答書（(2)から(5)に対するもの） (2) 補足説明書 (3) 特記仕様書 (4) 図面 (5) 公共建築工事標準仕様書（令和4年版）等 ◎施工条件は次による。 ・工程については、施設管理者と協議の上決定すること。 ・その他の詳細な施工条件については、実施工程表及び総合施工計画書の作成時に施設管理者と協議の上決定し、適宜相互に日程の調整及び確認を行う。 ・工事の施工にあたっては、交通誘導員を配置するなどし、一般交通等に支障を及ぼさないよう充分注意し、施工するものとする。 ・施設管理者より作業中止の要望のある場合は、作業の中止を行う場合がある。 ・工事を行う上で、撤去移設をようする軽微な障害物の処理で、監督員の認めたものは、本工事の範囲とし、それに要する費用は、請負業者の負担とする。 ・工事実施にあたり、居住者などへの依頼、または周知するべきことについては、工事に先立ち事前に文書揭示および投函などにより、適切に周知すること。 ◎本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定(国土交通省告示 平成13年4月9日改正)」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。 現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等、同規程 に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。 ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。 なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議する。ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。 ◎本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3.10.8 建設省経機発第249号最終改正 平成14.4.1 国総施第225号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難い場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。 ◎本工事で使用する建設機械(労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械)は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書(検査記録表)のコピーを使用工種の施工計画書に添付し提出すること。 ◎交通誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、適時 配置すること。 ・警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。 ・配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを提示すること。 ・受注者は、発注者が行う交通誘導警備員勤務実績調査の実施に協力しなければならない。また、対象工事の一部について下請負契約を締結する場合は、当該下請負工事の受注者(当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)も同様の義務を負う旨を定めなければならない。 ・受注者は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料(勤務伝票の写し)とともに、1月毎に監督員へ1部提出しなければならない。	5. 施工調査		◎本工事の着手前に、給排水、ガス管、地下埋設物等の調査を行うこと。 切り回しが必要な場合については、実施時期は、打合せにより決定すること。.	
		6. 材料・製品等			◎本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、JIS又はJASマーク表示のない材料及びその製造業者等は、次の(1)から(3)の事項を満たすものとする。 (1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。 (2) 法令等で定める許可、認定又は免許を取得していること。 (3) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 なお、「評価名簿による」と記載されているものは、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築材料等評価名簿(最新版)」記載品を指すものとする。 ◎受注者は、本工事で使用する建築材料・製品等（以下「建材等」という）の発注の際には、発注前に、品質及び性能に関して記載された施工計画書及びその証明となる資料を監督員へ提出しなければならない。 ◎製材等(製材、集成材、合板、単板積層材)、フローリング、再生木質ボード(パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板)については、合法性に係る確認(「産地認証」及び「品質認証」を含む。)が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給上など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。 また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとし、監督員に合法証明書を提出するものとする。ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。 ◎公共建築工事標準仕様書に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の仕様及び指定工法による。 ◎県内産再生砕石の原則使用 受注者は、再生砕石を使用する場合、県内の再資源化施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条第1項に基づく許可を有する施設(同法第15条の2の5第1項に基づく変更の許可において同じ。))で製造された再生砕石を原則として使用しなければならない。
		7. 化学物質を発散する建築材料等			◎本工事に使用する建築材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の(1)から(5)を満たすものとする。 (1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板及び仕上げ塗材は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 (2) 保温材、緩衝材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 (3) 接着剤は、フタル酸ジ-nブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 (4) 塗料は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 (5) (1)、(3)及び(4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
		8. 施工			◎工事現場監督員は常駐できないので、疑問点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向いた時、又は担当課へ問い合わせ、工事に遺漏のないようにすること。 ◎施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。

2章 仮設工事		3章 土工事																	
項 目	特 記 事 項	項 目	特 記 事 項																
9. 技能士の適用	◎他工事と取り合い区分	1. 根切り	◎周辺の状況、土質、地下水の状態等に適した工法を採用し、工事中の異常沈下、法面の滑動、その他による災害が発生しないよう、災害防止に必要な処置をすること。																
		2. 排水	◎敷地内に埋設が予想される設備配管類等について十分調査し、支障がないようにすること。																
		3. 埋め戻し及び盛土	◎根切り底は、地盤をかく乱しないよう、留意して行うこと、バケットに特殊アタッチメントを取りつけた機械掘りとする。なお、かく乱した場合は、自然地盤と同等以上の強度となるように適切な処置を定め、監督職員の承諾を受ける。																
		4. 地均し	◎工事に支障を及ぼす雨水、わき水等は、適正な排水溝、集水ます等を設置し、支障がないようにすること。																
		5. 建設発生土の処理	◎使用土は（A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種 ）とし、機器により締め固める。																
		6. 山留め	◎敷地内は、水はけよく地均しを行い、図示により整地等を行う																
			◎地均しは、均しを行う地表面の不陸を修正し、草木の除去及び清掃をして、一様にかき均した後、仕上げ面を一様になじみ起こしをして、良質土をまきかけ、歩行に耐える程度に締め固める。																
			◎場内敷き均しとする。																
			◎山留めは、適切な資料に基づき構造計算を行い、安全に設置すること。また、設置期間中、周辺地域及び山留めの状況を点検するとともに、安全管理に必要な計測を行う。																
			◎法面施工の場合（素掘り ・ 多段式 ）																
10. 設計変更箇所確認	◎工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること。		◎山留めの存置 存置範囲 図示による。																
	◎工事しゅん工前に全ての設計変更箇所について、監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること。		◎鋼矢板等抜き跡の処理 （ ・ 直ちに砂等で充填 ・ ）																
	◎鳴門市工事検査規定及び鳴門市工事検査基準に基づき検査を受けること。	◎外部足場（種類：枠組足場・次世代足場可、仕様： 2枚布、D=90cm、シート仕様：防災シート1類 ） ・壁つなぎ間隔（水平方向： 8m以下、鉛直方向： 9m以下） ・足場を設置する場合は、原則として「手すり先行工法に関するガイドライン」（2.2.4）の別紙1「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式により行うこと。ただし監督員の承諾を得た場合は、(3)手すり先行専用足場方式により行うことができる。																	
	◎設計図書（各施工計画書を含む）に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査等を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと	◎内部足場（種類：脚立足場 ）																	
	◎試験等によらなければ、確認できない工事（製品）については、試験等計画書（施工計画書に記載）を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。	◎仮囲い（仕様：亜鉛引き鉄板、H= 1800、 ）																	
		◎ゲート（有 ・ 無、仕様： キャストゲート W 5m ）																	
		◎足場等の設置業者は、別契約の関係受注者に無償で使用させると安全管理も実施すること。																	
		◎受注者は、つり足場（ゴンドラのつり足場を除く。）、張出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業において、材料、器具、工具等を上げ、又はおろすときは、つり綱、つり袋等を労働者に使用させなければならない。また、作業主任者を選任し、その氏名、職務を掲示すること。																	
		◎既存部分の養生範囲は図示による。（養生方法： ）																	
		◎仮間仕切りは、（ A種 ・ B種 ・ C種 ）とする。																	
11. 工事検査及び技術検査	◎提出書類 ・竣工図（製本 A2版 2部、A3版 1部とする。） ・工事写真（写真帳2部（ 着手前 ・ 工事中 ・ 竣工 ）、電子データ1部） ・使用材料一覧表（ 1部、うち電子データ1部 ） ・保全に関する資料。	5. 監督員事務所	◎監督員事務所は（ 設ける（面積 m²程度） ・ 設けない ）																
	◎竣工図は関係図面（データ貸与）を修正して作成すること。 竣工図データは、関係図面（データ貸与）を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びオリジナル形式をCD-Rに保存する。	6. 工事用水、電力等	◎既存電力利用（ 出来る ・ 出来ない ）、電力料金（ 有償 ・ 無償 ） ただし、施設管理者と協議すること。																
	◎工事写真の電子データはしゅん工、着工前、資材、施工状況の順に整理する。 しゅん工写真については、工事目的物の状態が、資材、施工状況等については、不可視不文の出来形が写真で的確に確認できること。		◎既存水利用（ 出来る ・ 出来ない ）、用水料金（ 有償 ・ 無償 ）																
	◎工事写真の撮影は、国土交通省大臣官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。	7. 工事車両用駐車場 資材置場	◎同用地は、（ 図示の場所に ・ 用意していない ）ので業者にて ）設けること。																
		8. 既存便所解体期間 仮設便所	◎既存便所解体期間中、必要な場合は、ケラッド用仮設便所を設置する。 仮設便所は、男子便所 小便所1、洋式トイレ1 手洗い1 女子便所 洋式便所1、手洗い1 本工事公衆便所が使用開始可能となるまでの間、位置は現場指示。																
12. 完成図等	◎竣工図は関係図面（データ貸与）を修正して作成すること。 竣工図データは、関係図面（データ貸与）を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びオリジナル形式をCD-Rに保存する。																		
	◎工事写真の電子データはしゅん工、着工前、資材、施工状況の順に整理する。 しゅん工写真については、工事目的物の状態が、資材、施工状況等については、不可視不文の出来形が写真で的確に確認できること。																		
	◎工事写真の撮影は、国土交通省大臣官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。																		
13. 火災保険	◎対象物 工事目的物及び検査済材料（支給材料を含む）について付保すること。																		
	◎付保険外工事 次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。 (1) 杭及び基礎工事 (2) コンクリート躯体工事 (3) 屋外付帯工事 (4) その他実状を判断の上、必要がないと認めた場合（外壁補修工事等）																		
	◎付保する時期及び金額 鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。 また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。																		
	◎保険終期 工事完成期日に14日を加えた期日とする。 なお、工期延伸した場合には、保険の期間も延長すること。																		
	◎その他 (1) 建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。 (2) 付保する時期以降に出来高払いを行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払いの書類に添付すること。																		
		5章 鉄筋工事																	
項 目	特 記 事 項	1. 材料	<table><tr><th>規格番号</th><th>規格名称</th><th>種類の記号</th><th>径(mm)</th></tr><tr><td>JIS G 3112</td><td>鉄筋コンクリート用棒鋼</td><td>SD295A SD345</td><td>D16以下 D19以上</td></tr><tr><td>—</td><td>建築基準法の規定に基づき認定を受けた鉄筋</td><td>—</td><td></td></tr><tr><td>JIS G 3551</td><td>溶接金網及び鉄筋格子</td><td>網目の形状： 寸法： 径：</td><td></td></tr></table>	規格番号	規格名称	種類の記号	径(mm)	JIS G 3112	鉄筋コンクリート用棒鋼	SD295A SD345	D16以下 D19以上	—	建築基準法の規定に基づき認定を受けた鉄筋	—		JIS G 3551	溶接金網及び鉄筋格子	網目の形状： 寸法： 径：	
規格番号	規格名称	種類の記号	径(mm)																
JIS G 3112	鉄筋コンクリート用棒鋼	SD295A SD345	D16以下 D19以上																
—	建築基準法の規定に基づき認定を受けた鉄筋	—																	
JIS G 3551	溶接金網及び鉄筋格子	網目の形状： 寸法： 径：																	
2. 材料試験	◎材料試験は行わない。ただし、規格証明書を提出し、監督員の承諾を得ること。	3. 鉄筋の継手及び定着	◎鉄筋の継手は（ 重ね継手 ・ ガス圧接継手 ・ 機械式継手 ・ 溶接継手 ）とする。																

5章 鉄筋工事

項 目

特 記 事 項

◎耐力壁の鉄筋を重ね継手とする場合、重ね継手の長さは標仕・表5.3.2 位置は表5.3.3とする。
K-1,2,3壁式鉄筋コンクリート構造配筋標準図参照 以下同様
◎結束線の端部は内側に折り曲げる。

◎耐力壁等の鉄筋を重ね継手とする場合、重ね継手の長さは標仕・表5.3.2 位置は表5.3.3とする。

◎ガス圧接継手の場合、先組み工法の柱、梁の主筋の継手は同一箇所としてもよい。

◎スラブのスペーサーは鋼製を原則とし、他の箇所についても材種等について監督員の承諾を得ること。
また、鋼製のスペーサーは、型枠に接する部分に防錆処理を行ったものとする。
ただし、地階を有しない階土間を除く。

◎鉄筋の折曲げ形状及び寸法は、標仕・表5.3.1による。

◎鉄筋の定着方法及び長さは標仕・表5.3.4よる。
◎梁貫通孔補強形式 鉄筋コンクリート構造配筋基準図による。

4. 鉄筋のかぶり厚さ及び間隔

◎柱、梁の鉄筋の加工に用いるかぶり厚さは、標仕表5.3.6の数値に10mmを加えた数値を標準とする。

◎目地がある場合のかぶりは、目地底からの寸法とする。

◎各部の配筋は、図示による。図示されていない場合は、標仕参考図〔1節－基礎及び基礎梁の配筋〕～〔7節－梁貫通孔その他配筋〕による。

6. 配筋検査

◎主要な配筋は、コンクリート打込みに先立ち、種類、径、数量、かぶり、間隔、位置等について、監督職員の検査を受ける。

6章 コンクリート工事

項 目

1. 一般事項

◎コンクリートの種別
・Ⅰ類(JIS A 5308への適合を認証されたコンクリート)
・Ⅱ類(JIS A 5308への適合したコンクリート)
◎設計基準強度

コンクリートの種類	設計基準強度 F _c (N/mm ²)	調合管理 強度 F _n (N/mm ²)	スランプ (cm)	強度試験の 有無	種別	気乾単位 容積重量 (t/m ³)	適用箇所
普通	21	21 +S	18	有	－	2.3	基礎、躯体
普通	18	18 +S	18	－	－	2.3	土間コン
普通	18	18	15	－	－	2.3	捨てコン

◎構造体コンクリートの調合管理強度は、設計基準強度(F_c)に構造体強度補正值(S)を加えた値とする。
なお、構造体強度補正值(S)は、標仕 表6.3.2によりセメントの種類及びコンクリートの打込みから材齢28日までの予想平均気温に応じて定める。

◎コンクリートの強度試験
コンクリートの強度試験については、次のとおり取扱うものとする。
・第4週強度確認
原則、第3者機関にて、主任技術者又は現場代理人立会いの上、行うこと。
ただし、第3者機関以外で行う場合は、立ち会い者を定め、監督員の承認を受け、行うこととする。
なお、試験機関を選定した際には、すみやかに監督員に報告すること。

2. コンクリートの仕上がり

◎コンクリート部材の位置及び断面寸法の許容値は、標仕 表6.2.3による。

◎合板せき板を用いる打放し上げの種別は(A・**B**・C)種とする。

◎コンクリートの仕上りの平たんさは 標仕 表6.2.5 による。

3. 普通コンクリート

◎セメントの種類は、(普通ポルトランドセメント・混合セメントA種・高炉セメントB種・フライアッシュセメントB種)とする。

◎骨材は、標仕6.3.1(2)による。

◎細骨材としてフェロニッケルスラグ使用(できる・できない)。

◎細骨材に含まれる塩化物量は、NaCl換算で0.04%以下とする。

◎コンクリート中の塩化物量は、0.3kg/m³以下とし、試験方法は標仕6.5.4による。

◎試験りは(行う・行わない)。

◎所要空気量は4.5±1.5%とする。

◎受注者は、コンクリートの使用にあたってアルカリ骨材反応を抑制するため、次の3つの対策の中のいずれか1つについて確認をとらなければならない。
(1)コンクリート中のアルカリ総量の抑制
アルカリ量が表示されたポルトランドセメント等を使用し、コンクリート1m³に含まれるアルカリ総量をNa₂O換算で3.0kg以下にする。
(2)抑制効果のある混合セメント等の使用
JIS R 5211高炉セメントに適合する高炉セメント〔B種またはC種〕あるいはJIS R 5213フライアッシュセメントに適合するフライアッシュセメント〔B種またはC種〕もしくは混和材をポルトランドセメントに混入した結合材でアルカリ骨材反応抑制効果の確認されたものを使用する。

6章 コンクリート工事

項 目

4. 打継ぎの位置

ひび割れ誘発目地
打継ぎ目地

5. レディミクストコンクリート工場の指定

6. 型枠

◎型枠は、(県産木製型枠・合板・金属製・樹脂系・打込み型枠・ブロック)とする。

型枠の種類	仕上げ種別	塗装の有無	材質	厚さ	適用箇所
県産木製型枠	－	なし			－
6.8.2(2)(ア)	A 種	あり			－
6.8.2(2)(イ)	B 種	なし		12	打放し部 (内外壁、基礎巾木部)
6.8.2(2)(イ)	C 種	なし		12	モルタル・タイル仕上部
6.8.2(2)(イ)	普通型枠	なし		12	基礎

◎打ち放し仕上げのコーンは原則、Pコンとする。また脱型後の穴埋めは、樹脂モルタルにより 打ち放し面より2mm程度、引込める。

7章 防水工事

項 目

1. 一般事項

◎防水下地の乾燥については、高周波水分計による地下水分の測定を行い、使用材料のメーカーの工法を確認し、工事を進めること。

2. 合成高分子系ルーフィングシート防水

◎合成高分子系ルーフィングシートは、JIS A 6008の規格品とする。

種別	種 類	厚 さ	施工箇所	備 考
S-F2	塩ビ	2.0 mm	屋上	一般歩行用防滑性シート貼

◎プライマー、増し張り用シート、成型役物、接着剤、仕上塗料、シール材、固定金具、絶縁用テープ等は、ルーフィングシート製造所の指定する製品とする。

◎特記仕様書、改標仕及び標仕以外は、主材料製造所の仕様による。

◎ルーフトレンの材質規格： 横引きドレイン (RC用塩ビ被覆型)

3. 塗膜防水

◎塗膜を形成する材料は、JIS A 6021の規格品とする。

◎工 法： 種 別： X-2 施 工 箇 所 仕 上 塗 料

◎プライマー、層間接着用プライマー、補強布、接着剤、通気緩衝シート、シーリング材、仕上塗材等は主材料製造所の指定製品とする。

◎特記仕様書、改標仕及び標仕以外は、主材料製造所の仕様による。

4. シーリング

◎シーリング材は、JIS A 5758の規格品とする。

◎プライマーは、被着体及びシーリングの種類により使い分けること。

◎監督員に、シーリング材の有効期限が切れていないことの確認を受けること。

◎シーリング面への仕上塗材仕上げ等を(行う・行わない)。

◎外部に面するシーリング材は、施工に先立ち(簡易接着性試験・引張接着性試験)を行う。

◎種類及び施工箇所

シーリング材の種類		目地寸法		接着性試験 (引張、簡易)	備 考
記号	主成分及び硬化 機構による区分	幅	深さ		
MS-2	変成シリコーン	サツ廻、内部	15 10	簡易	
PU-2	ポリウレタン系	打継・誘発目地	15 10	簡易	
PS-2	ポリファルサイド系				

ただし、接着性試験は、同じ材料の組合せで実施した試験成績書がある場合は、監督員の承諾を受けて試験を省略することができる。

7章 防水工事

項 目

5. 防水保証

◎防水工事完了後は、メーカー、元請業者、下請業者の3者連名による。
(3・5・7・**10**)年間の防水工事性能保証書を提出すること。

7章 防水工事

項 目

1. 伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地

◎屋内のタイル張りにおいては、入隅部、建具枠回り及び設備器具との取合い部に伸縮調整目地を設ける。

◎標準的な曲がりの役物は一体成形とする。

◎タイルの製造所・既製調合モルタルの製造所： 評価名簿による。

◎接着剤張りの場合は、下地モルタルの含水率を水分計で測定し、8%以下とすること。

◎保水剤の製造所(タイルメーカーの推奨するもの)

種類	形状・寸法	工 法	施工箇所	役物の使用	参考品番 他
磁器質 施釉	床300角	接着剤張(タイプ1)	便所床	無	ケラムストーンⅡ
磁器質 施釉	壁300×100	接着剤張(タイプ1)	便所腰壁	無	メタルスクロⅡ
陶器質 施釉	壁100角	接着剤張(タイプ1)	手洗い	有り	カンター役物
磁器質 無釉	150×60	圧着貼	ホーチ、土間	－	
磁器質 無釉	床300角	圧着貼	ホーチ、土間		視覚障害者用床タイル

2. 陶磁器質タイル張り

鳴門市企業局ボートレース事業課	工 事 名	北ノ浜グラウンドトイレ新築工事のうち建築工事	縮 尺 NON		M.T.S.プラン 徳島県鳴門市大麻町萩原字川原/上38番地 TEL & FAX (088) 689-3832 1級建築士事務所 徳島県知事登録第21040号 一級建築士 森 茂代 第188857号	図面 No. A-3
	図 面 名	特記仕様書 3	年 月 日 R5			

10章 屋根及び樋工事

項目

1. 一般事項

◎屋根葺き材、緊結金物については、下地も含め安全性を確認し、監督員の承諾を得ること。

◎標準仕様書以外の工法は、専門業者の仕様による。

◎建築基準法に基づき定められた区分等
基準風速Vo=(36)m/s
地表面粗度区分(Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ)積雪区分建設省告示第1455号別表(35)

2. とい

◎とい受金物形状()取付間隔()

◎たて樋材種(VPカラー管)支持金物SUS製市場品。

◎樋は、取付け完了後、清掃し、通水試験を行う。

11章 金属工事

項目

1. 一般事項

◎製品の取付に当たっては、受材の有無並びにアンカーの長さ、径及び本数等について、十分耐力のある工法を選択し、監督員の承諾を得ること。

◎あと施工アンカーの引抜き耐力の確認試験を(行う・行わない)。確認強度は、()kNとする。

2. 表面処理

◎ステンレス(手すり、タラップ、建具以外)

種類	表面仕上げの種別	施工箇所

◎アルミニウム及びアルミニウム合金(成形板、笠木、建具以外)

表面処理の種別	被膜又は複合被膜の種類・着色方法・色合等	表面処理の試験方法	施工箇所

◎鉄鋼の亜鉛めっき(手すり、タラップ以外)

種別	表面処理方法	めっきの種類	記号又は等級	施工箇所

3. その他

◎参考品番図示参照 同等品以上可

ゲランド側7mm製庇アルフィンAD2-2Nエービーシー商会CAN1600OLF
杉田エースEVTN1500D

ゲランド側7mm製ベンチルイ高マスターベンチRT-R142000K

12章 左官工事

項目

1. 一般事項

◎下地調整に用いる吸水調整材の使用方法是、製造所の仕様による。

◎コンクリート等面の下地及び各塗り層は、清掃のうえ適度の水湿しを行って、次の層の塗り方にかかる。

◎モルタルは(現場調査材料・既配合材料)。

◎下地、塗り面等の浮いている部分は、直ちに補修する。

◎防水剤の製造所：評価名簿による。

◎目地の位置及び寸法は、図示による。。

◎防水モルタルに用いる防水剤の使用方法是、製造所の仕様による。

◎総塗り厚が25mm以上となる場合は、はく落防止工法とすること。

2. モルタル塗り

◎施工箇所(ゲランド側)床

◎目地の位置及び寸法は、図示による。。

3. 床コンクリート直均し仕上げ

13章 建具工事

項目

1. 一般事項

◎外部に面する建具は、建築基準法施行令及び「屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の基準(昭和46年建設省告示第109号)」に基づき、安全性を確認すること。

種別	耐風圧性	気密性	水密性	枠見込、使用箇所	表面処理
RC用サッシ	S-5	A-3	W-4	図示による	着色陽極酸化塗装複合被膜、B
木造用サッシ	メーカー標準仕様、強度、見込みとする。				

が「引付製品以外の基準対応とする、但しサッシ仕様としては上記基準仕様製品」

◎結露水の処理方法は図示による。

◎防虫網の材質(ステンレス製(SUS316)・ガラス繊維入り合成樹脂製・合成樹脂製)

◎製作所：評価名簿による。

◎建具には製作者者名を表示すること。

2. アルミニウム製建具

3. 鋼製軽量建具

気密性	遮音性	断熱性	面内変形追従性	使用箇所	備考

◎簡易気密型ドアセットの機密性、水密性は建具表による。
◎製作所：評価名簿による。

4. 建具用金物

◎金物の種類及び見え掛り部の材質欄仕様表16.8.による。
◎金属製建具に使用する丁番は仕様表16.8.2による。
◎既製又はこれに準ずる建具の建具金物は、建具製作所の仕様による。
◎樹脂製建具に使用する丁番は仕様表16.8.3による。
◎握り玉及びレバーハンドル、押板類、クレセント等の取付け位置は図示による。
◎木製建具に使用する丁番は仕様表16.8.4による。
◎木製建具に使用する戸車及びレベルは仕様表16.8.5による。
◎マスターキーは、製作する(指示数組)、その他の鍵の製作本数は(指示数組)

5. 自閉式上吊り引戸装置

設置場所	-
適用戸の総質量(kg)	40以下40超えるもの
手動開き力(N)	15以下20以下
手動閉じ力(N)	15以下20以下
閉じ速度の調整	ストップもしくは一時停止装置又は自動閉鎖時間の調整機能をもつこと。
制動区間	閉まり際で明らかに減速すること
開閉繰り返し回数	仕様、表16.10.1とする。
耐衝撃性	一回の衝撃で有害な変形がなく、開閉に支障が無いこと

◎製作所：評価名簿による。

14章 塗装工事

項目

1. 一般事項

◎防火材料又は建築基準法に基づく指定又は認定を受けたものとする。

◎塗料はホルマリン不検出のもの及び有機溶剤の含有量が少ないものとする。

◎ユリア樹脂等(ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤)を用いた塗料のホルムアルデヒドの発散量は、F☆☆☆☆とする。ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの発散量が、F☆☆☆☆の塗料を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。

2. 耐候性塗料(DP)フッ素系外装塗材

区分	工程種別	素地ごしらえ	上塗りの等級	備考
コンクリート面	A種	A種	1級	下地調整C2

◎鉄面、亜鉛めっき面、コンクリート面等に区分。

3. つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り(EP-G)

区分	種別	素地ごしらえ	備考
モルタル面	B種	B種	

15章 内装工事

項目

1. セットウボードその他ボード及び合板張り

材種・規格品	施工箇所	工法	厚さ(mm)	不燃材等の区分	小ねじ・釘・接着剤の種類	下地の種類	備考
セットウボード JIS A 6901の規格品							
化粧セットウボード トラバーチン模様 JIS A 6901の規格品							
化粧セットウボード 杉板目プリント JIS A 6901の規格品							
吸音用穴あきセットウボード JIS A 6301の規格品							

2. 接着剤

◎壁紙施工用でん粉系接着剤、ユリア樹脂等(ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤)を用いた接着剤のホルムアルデヒドの放散量は、F☆☆☆☆とする。ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が、F☆☆☆☆の接着剤を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。

16章 ユニット及、その他工事

項目

1. 表示

◎「ビクトグラフ」等を提示し承認後設置 同等品使用可

ビクトグラフ					
位置	寸法	取付高さ	参考品番	シート貼り共	備考
ボーチ	200×200×11	現場合わせ	SK-18K-2F		2箇所
ゲランド側	200×200×11	〃	〃		2箇所

2. 金物類

-
◎「」等を提示し承認後設置 同等品使用可

-	位置	寸法	取付高さ	参考品番	数量
荷物掛けフック	各ブース内	-	現場合わせ	Sk-HK-1	3箇所
掃除具掛け	ブース内	L600	〃	SK-T600	2箇所

参考品番、神栄ホムクリエイト

3. その他

◎「」等を提示し承認後設置 同等品使用可

	位置	寸法	取付高さ	参考品番	数量
床点検口7mm製鍵付き	男子、女子WC通路	600×600	現場合わせ	NHE II 600AGOK	3箇所
床点検口7mm製	収納庫	600×600	〃	NHE II 600AGO	1箇所

参考品番、杉田E-I-S

17章 舗装工事

項目

1. 路床

◎盛土材料再生クラッシャーラン

2. コンクリート舗装

◎設計基準強度(21+S N/mm²)、スランプ(15)、粗骨材の最大寸法(25mm)

◎表面の仕上げコンクリート金コ押し

舗装の種類	部位	舗装の厚さ(mm)
コンクリート	マンホール周囲	120

◎溶接金網は使用(する・しない)図示による

◎コンクリート版の厚さは、型枠据付後、水糸又はレベルにより測定する。

◎舗装の平坦性は、通行の支障となる水たまりを生じない程度とする。

◎表層の厚さは、設計厚さを下回らないこととする。

3. 敷地内整地他

◎ゲランド側は既存状態に復旧すること北側、既存WC等撤去跡は平滑に整地を行うこと。

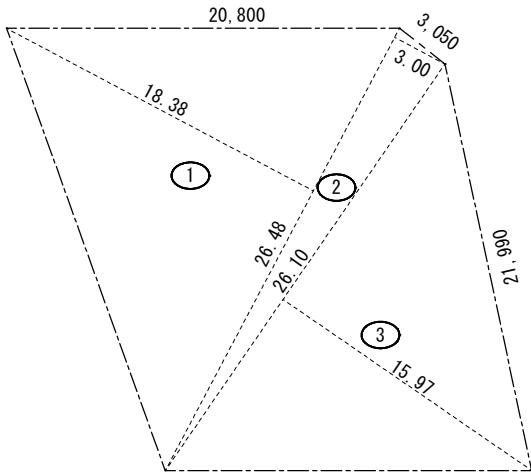
◎締め固め機械の選定に当たっては、地質の状況を検討し監督員の承諾を得ること。



申請地：鳴門市撫養町大桑島字北ノ浜95の一部

付近見取図

出典：国土地理院ウェブサイト
「地理院地図データ」（国土地理院）をもとにM. T. S. プラン作成



道路と接している部分の長さ 20.8+3.05+21.99
45.84m

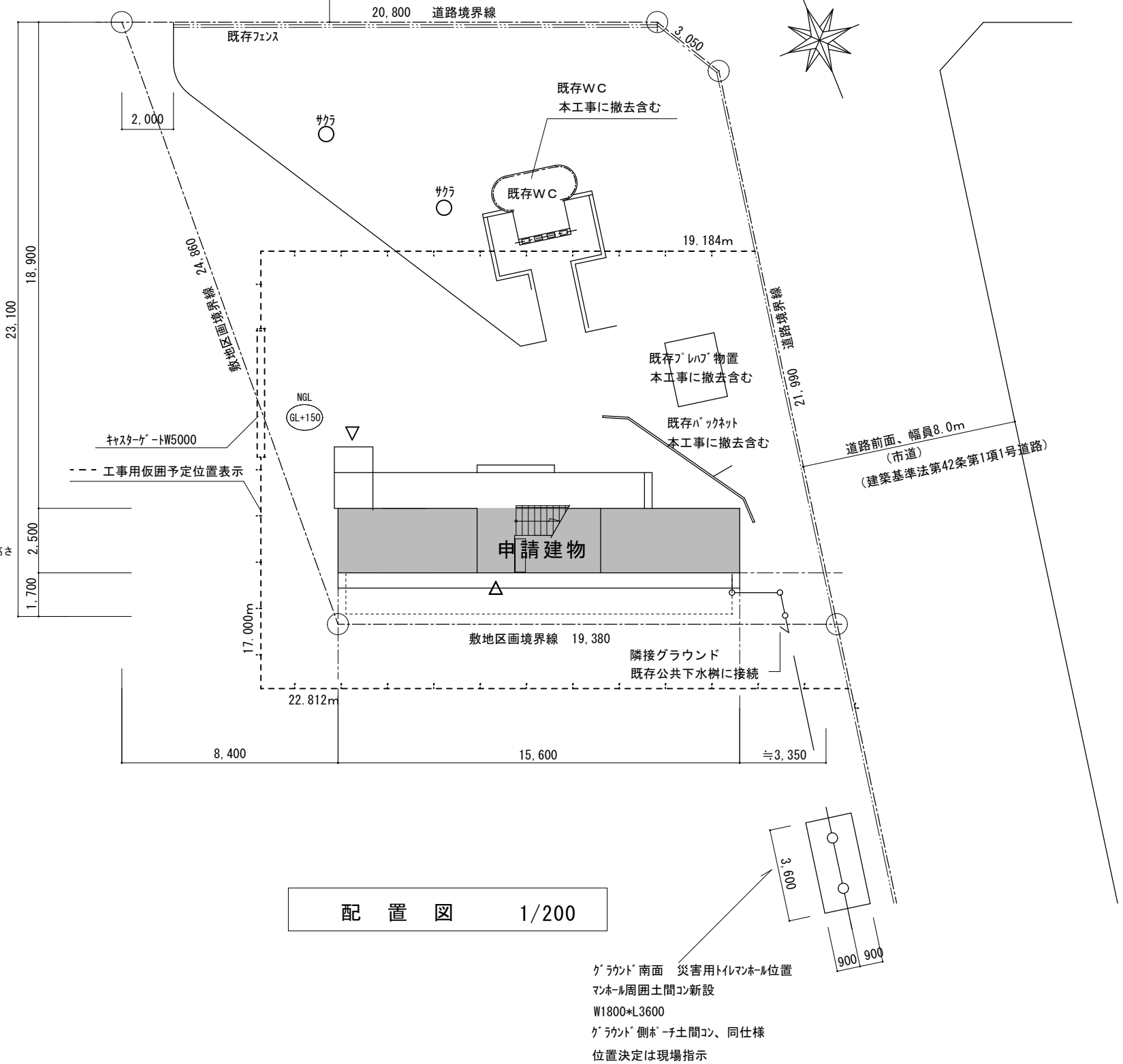
敷地面積計算				
番号	底辺	高さ	倍面積	面積
1	26.48	18.38	486.7024	243.35120
2	26.48	3.00	79.4400	39.72000
3	26.10	15.97	416.8170	208.40850
合 計				491.47970
敷地面積				491.47 m ²

ゲラウンド出入口緑石下部

(GL±0)

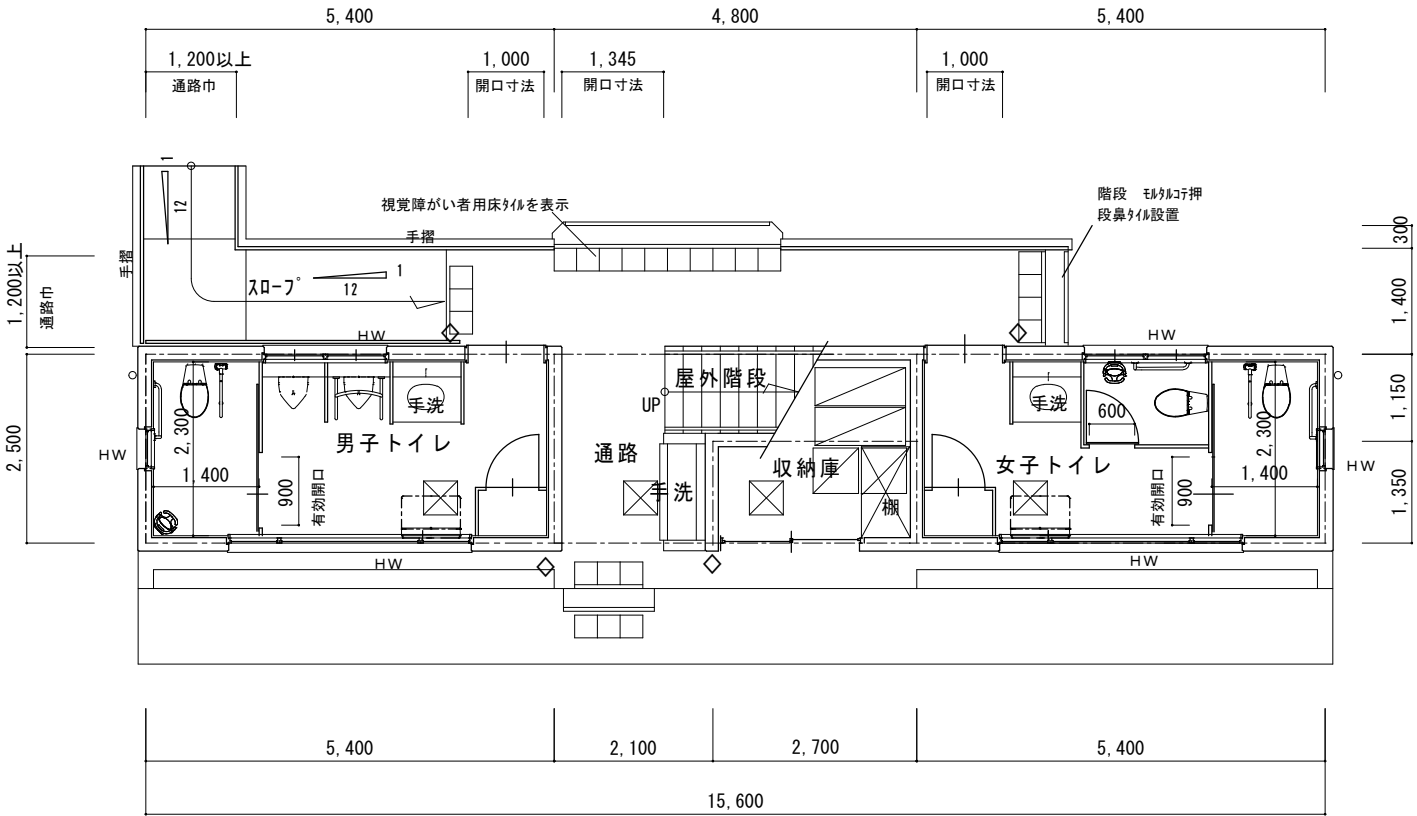
現在周辺ゲラウンド高さ

(GL+50)



配置図 1/200

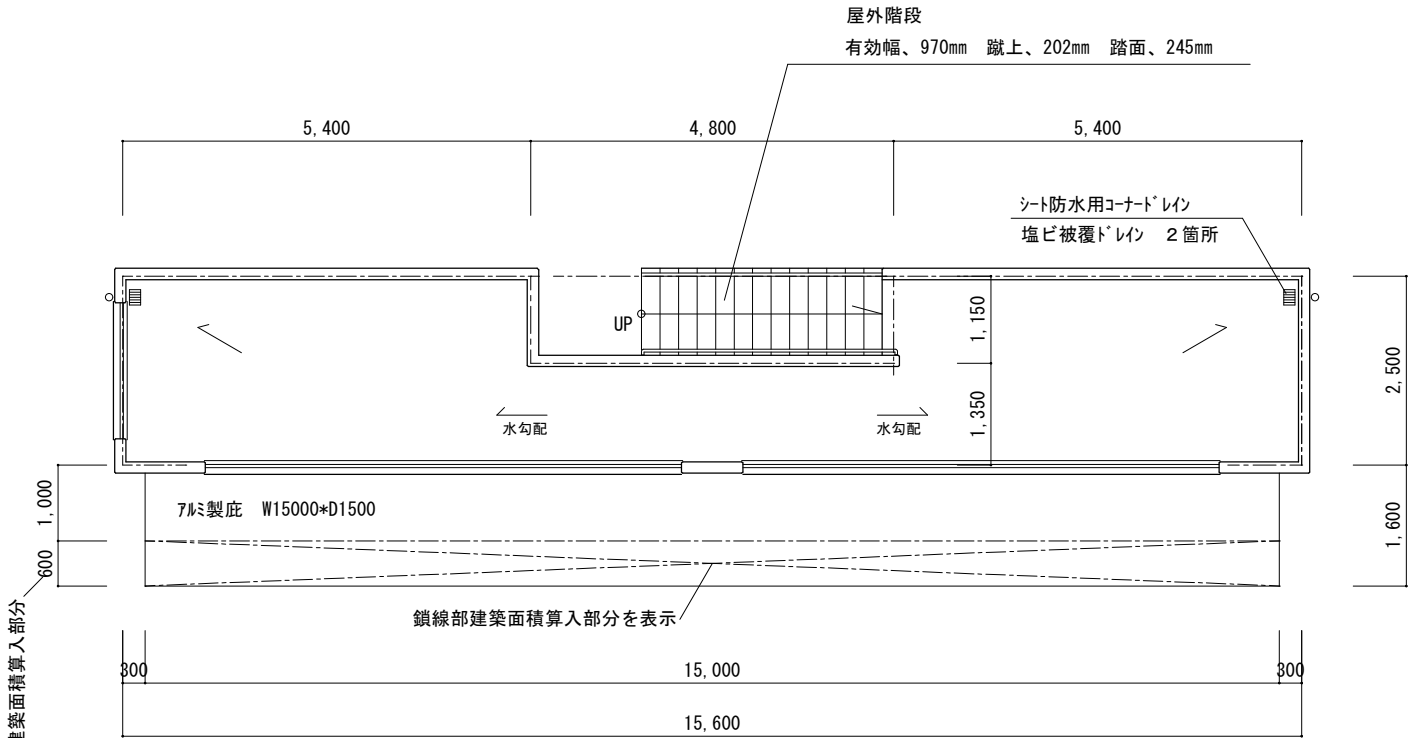
ゲラウンド南面 災害用トイレマンホール位置
マンホール周囲土間コン新設
W1800×L3600
ゲラウンド側ポーチ土間コン、同仕様
位置決定は現場指示



平面図 1/100

建物周囲整地W1,000

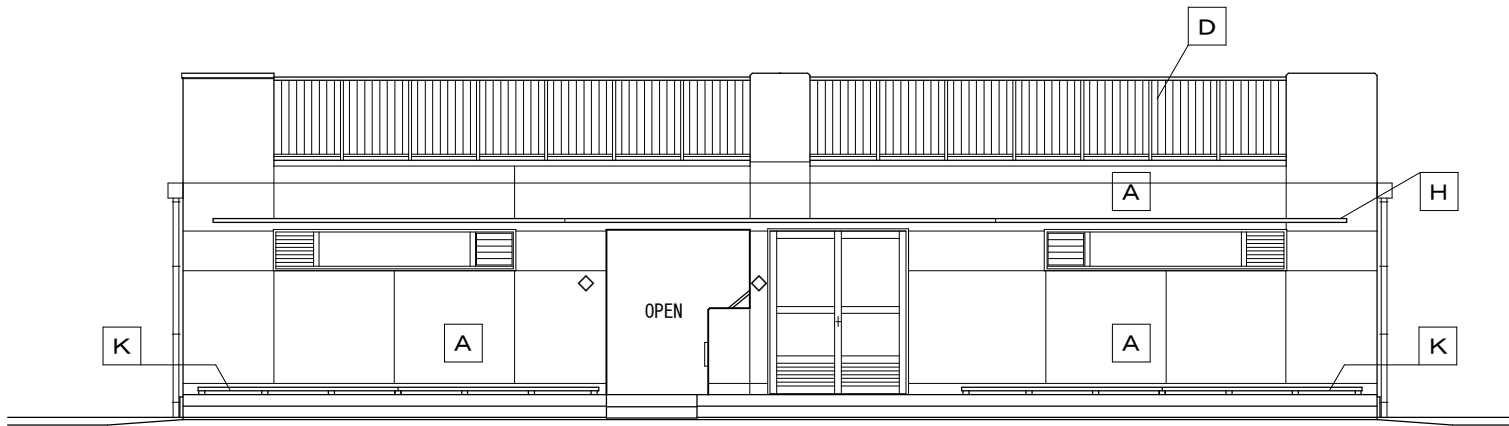
床面積	15.6 × 2.50	39.0 m ²
建築面積	15.6 × 2.50 15.0 × 0.6	48.0 m ²



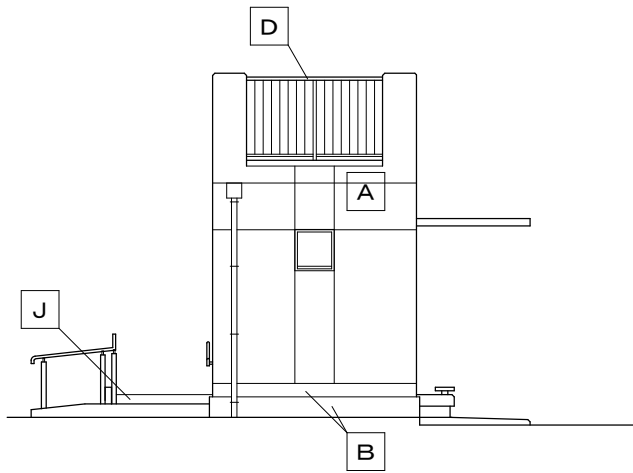
屋根伏せ図 1/100

内部仕上表					
室名	床	巾木	壁	天井	備考
スロープ	モルタルコ押 簾目仕上げ	外部仕上表 参照	外部仕上表 参照	—	ビクトサイン ◇ 手摺 視覚障がい者用床タイル 段鼻タイル
通路	モルタル金コ押目地切仕上げ	外部仕上表 参照	外部仕上表 参照	コンクリート打放、下地調整 外装薄塗材E	手洗い 床点検口 鍵付 視覚障がい者用床タイル
男子トイレ	磁器タイル貼 300角	タイル貼 H1,200 見切タイル役物仕様	モルタル下地EP-G塗	〃	床点検口 鍵付
女子トイレ	磁器タイル貼 300角	〃	〃	〃	床点検口 鍵付
収納庫	モルタル金コ押	コンクリート打放仕上	コンクリート打放仕上	コンクリート打放仕上	棚 床点検口 災害用トイレント2 災害用トイレ洋式便座セット2
屋外階段	モルタル金コ押 段鼻タイル	コンクリート打放仕上	外部仕上表 参照	—	手摺

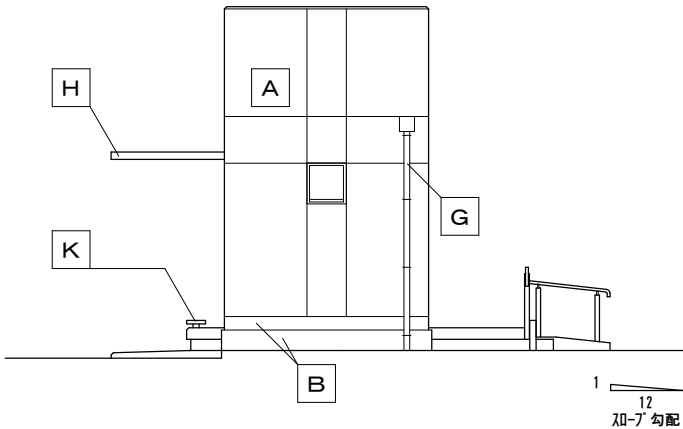
本工事に、石綿含有建材は使用しない。



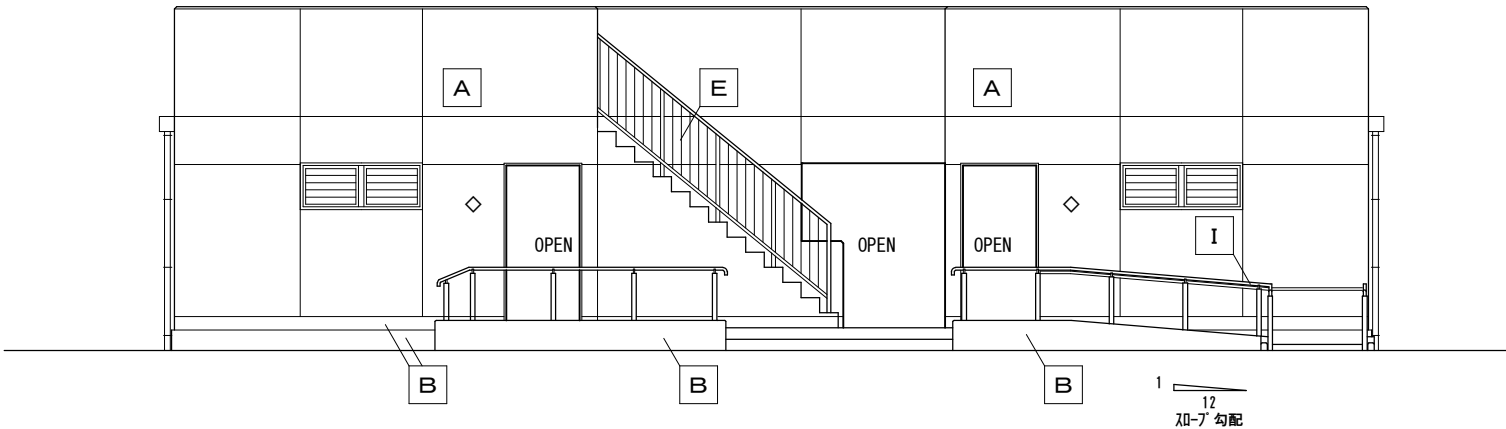
南面立面図 1/100



西面立面図 1/100



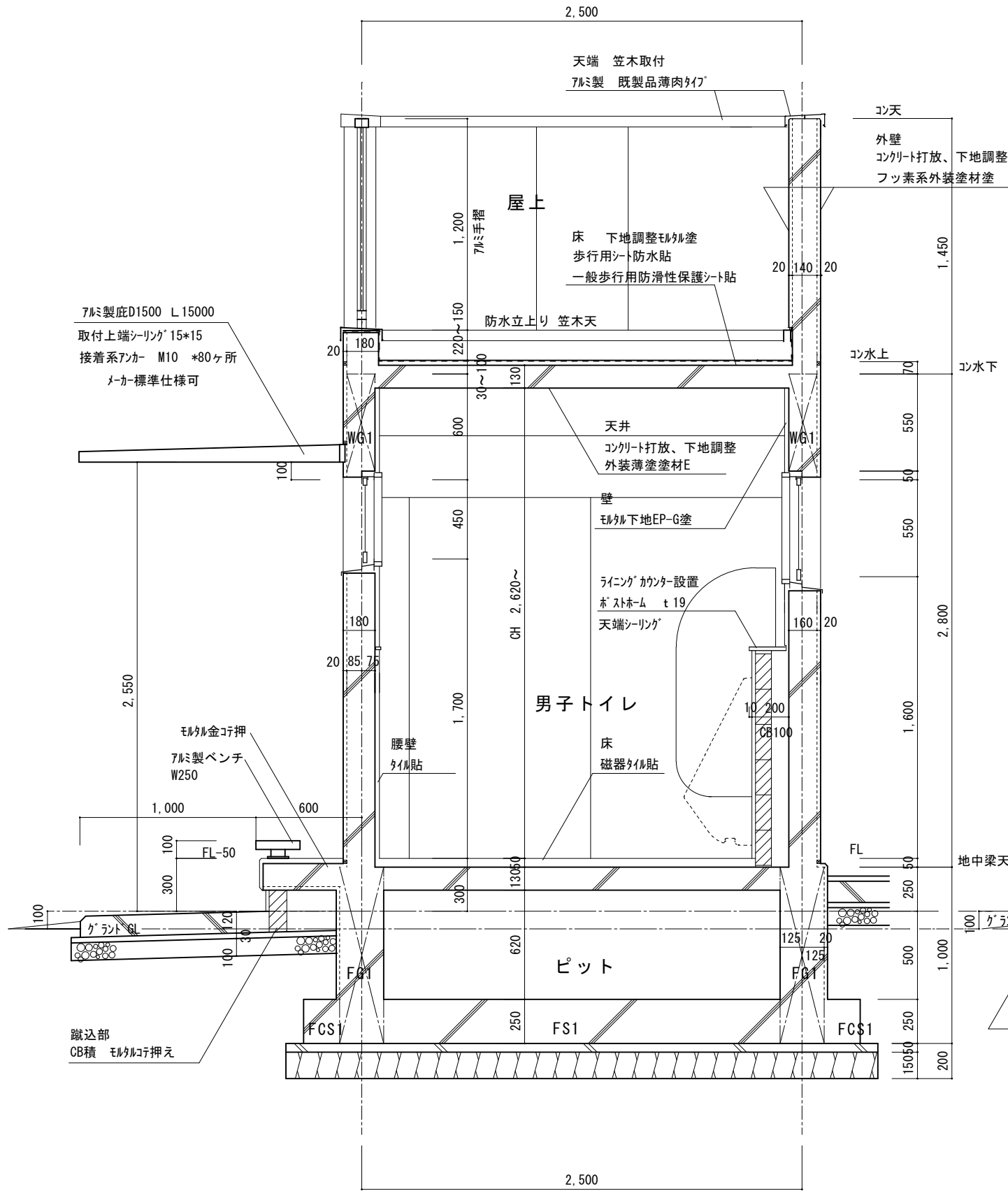
東面立面図 1/100



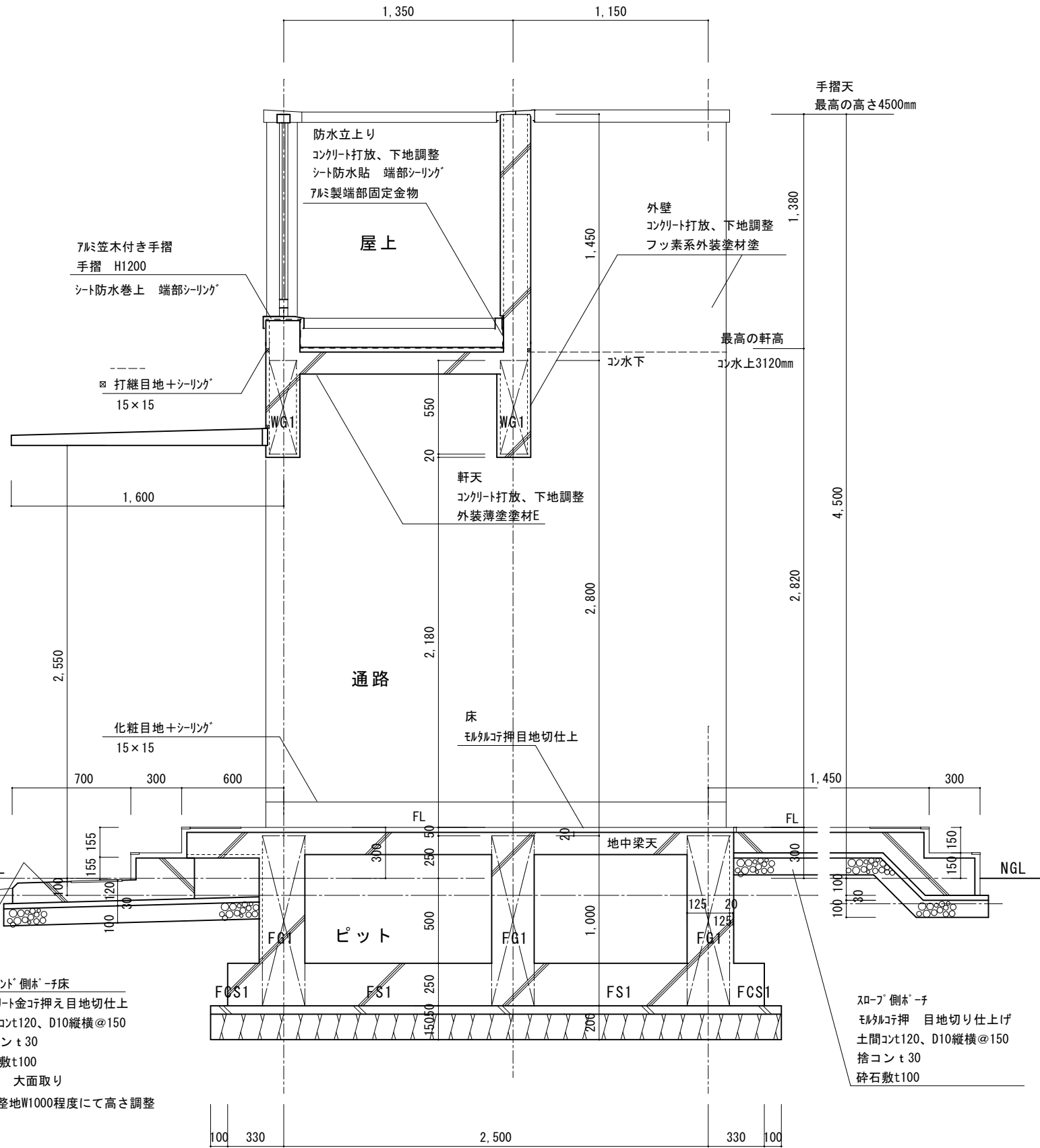
北面立面図 1/100

外 部 仕 上 表								
A	外壁	コンクリート打放地下地調整の上 フッ素系外装塗材塗 化粧目地入	E	屋外階段	モルタル金コシ押え 段鼻タイル貼 カラーアルミ手摺	I	スロープ手摺	カラーアルミ手摺 -
B	巾木	コンクリート打放仕上げ 美装	F	外部建具	カラーアルミサッシ	J	スロープ	モルタルコシ押 箒目仕上げ
C	屋上	シート防水 歩行用 一般歩行用保護シート貼	G	縦樋	塩ビ製、カラーVP 75φ	K	ベンチ	アルミ製ベンチ
D	屋上手摺	コンクリート打放地下地調整の上 フッ素系外装塗材塗 化粧目地入 カラーアルミ手摺、アルミ笠木 (目地位置外部と同じ位置に内側入)	H	ゲラント側庇	カラーアルミ製 市場品 D1500、L15000	◇	ビクトサイン	-

建物周囲整地W1,000 周囲既存地盤と調整転圧

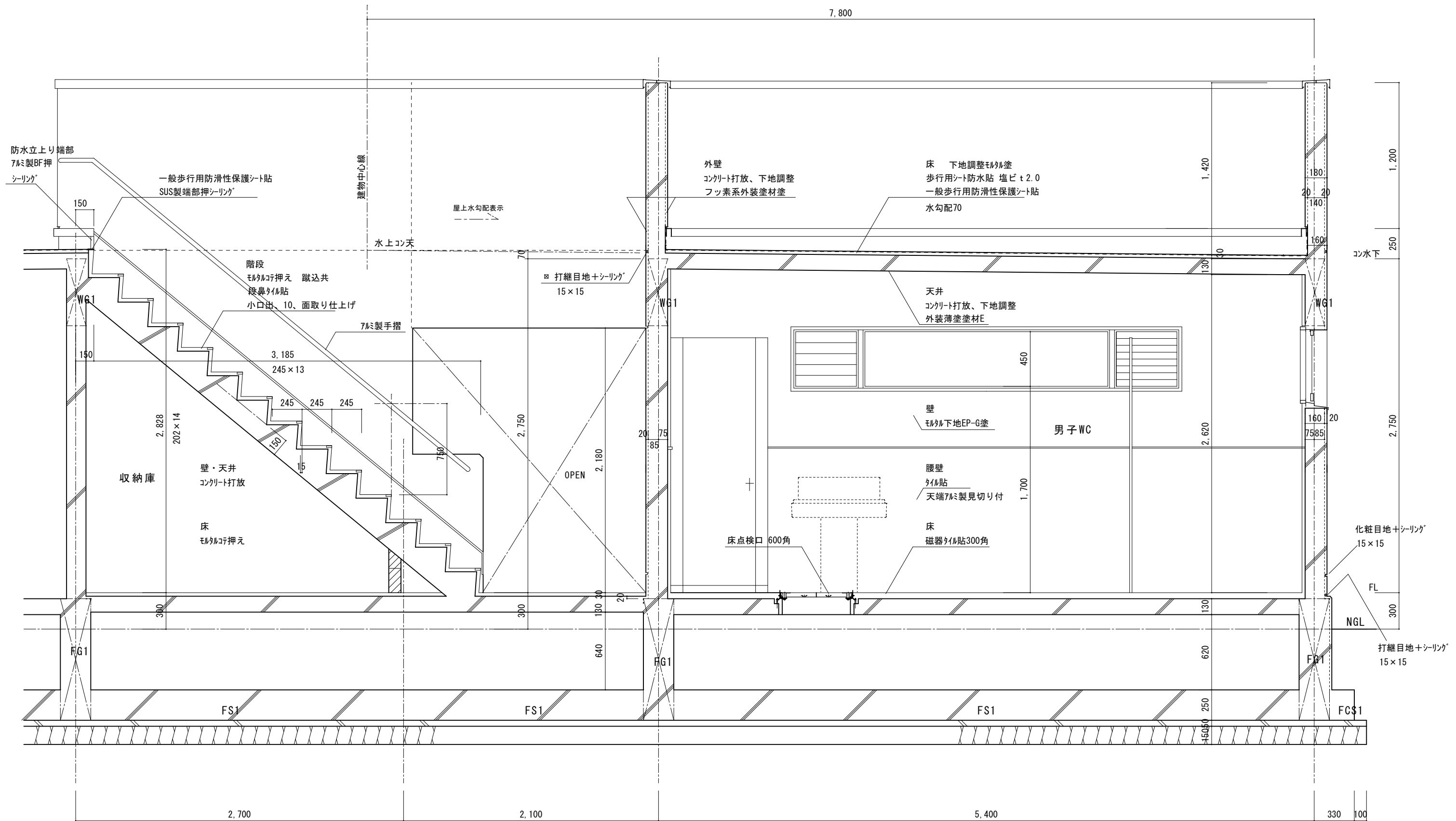


矩計図 1/30



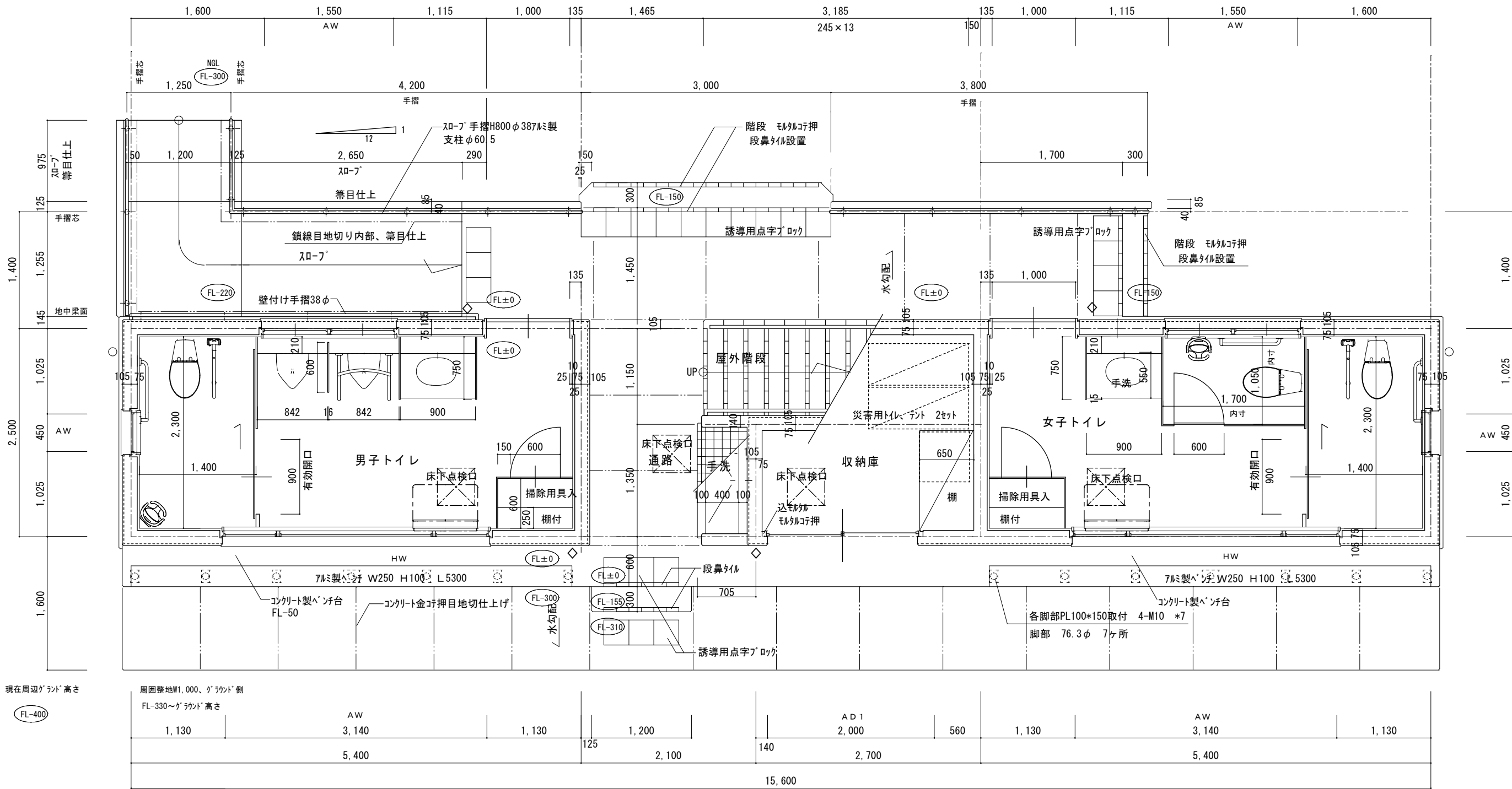
断面詳細図 1 1/30

鳴門市企業局ボートレース事業課	工事名	北ノ浜グラウンドトイレ新築工事のうち建築工事	縮尺	1/30	M.T.S.プラン 徳島県鳴門市大麻町萩原字川原ノ上38番地 TEL & FAX (088) 689-3832 1級建築士事務所 徳島県知事登録第21040号 一級建築士 森 茂代 第188857号	図面 No. A-8
	図面名	矩計図 断面詳細図 1	年月日	R5		



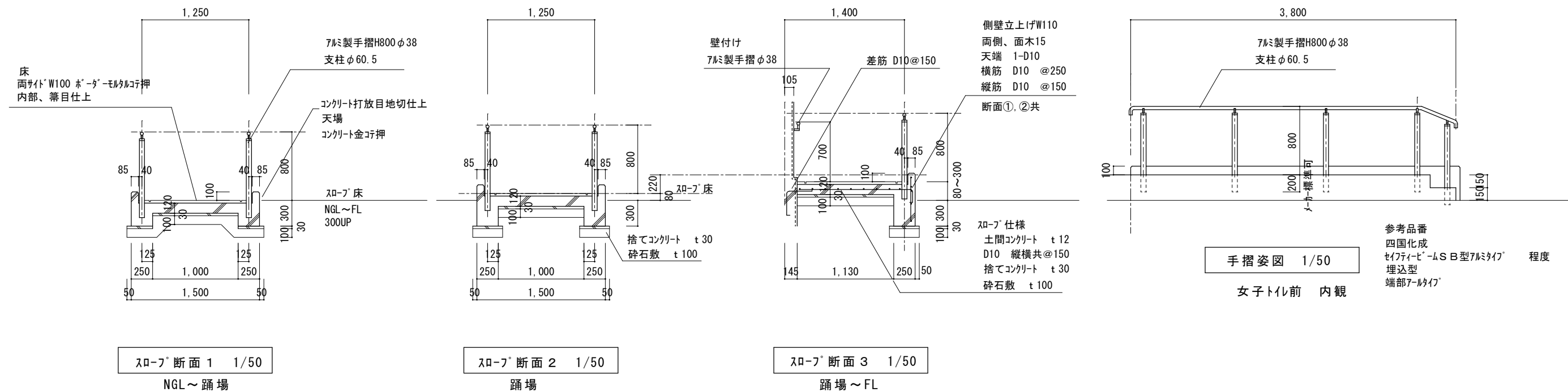
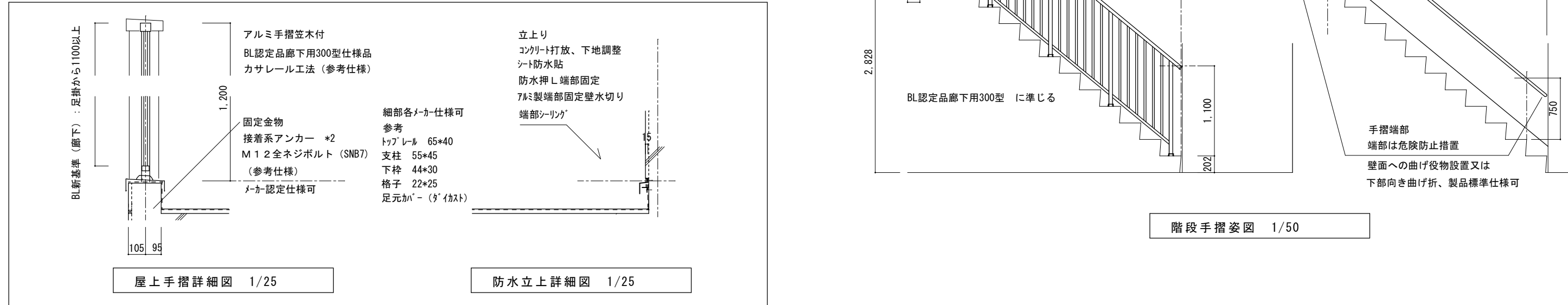
断面詳細図 2 1/30

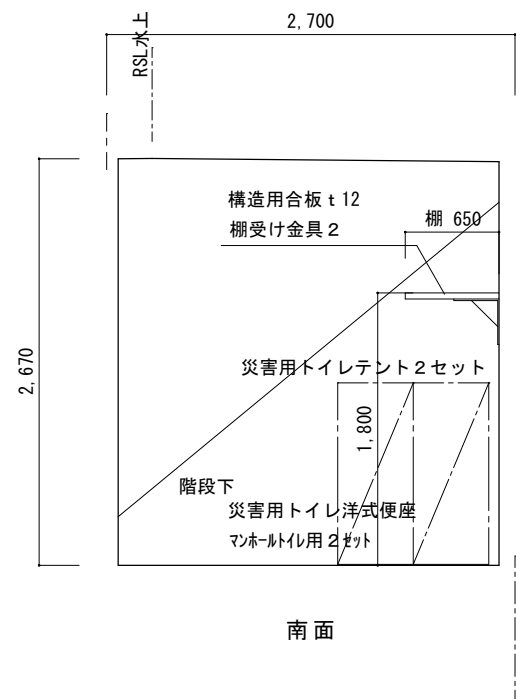
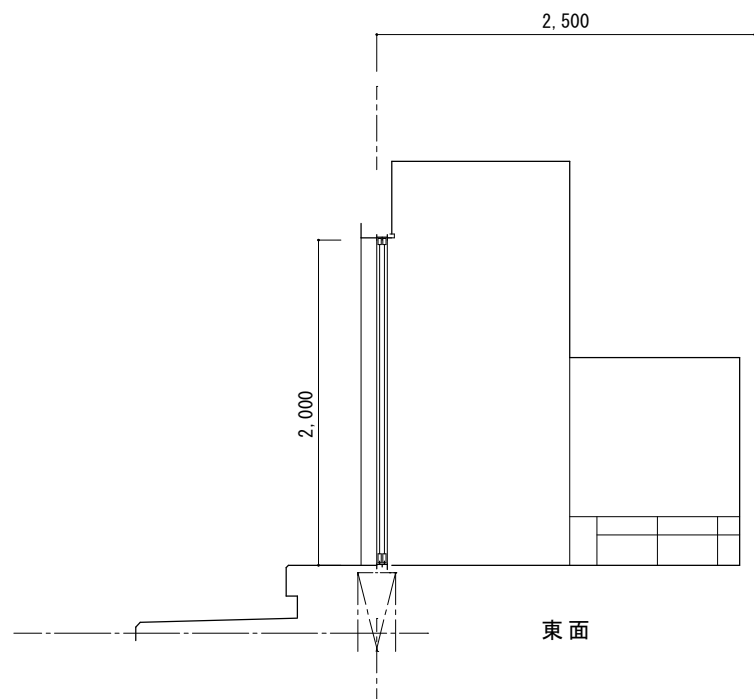
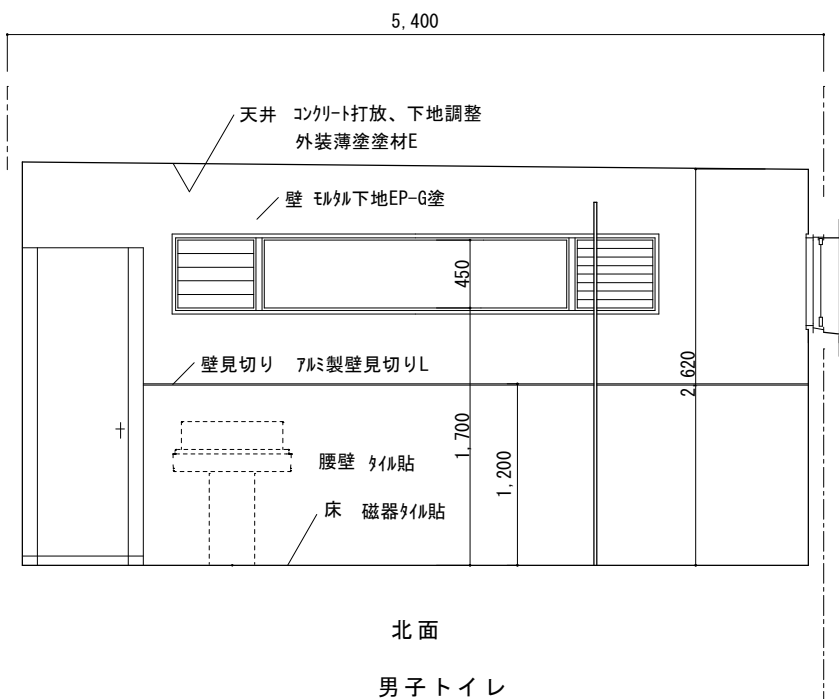
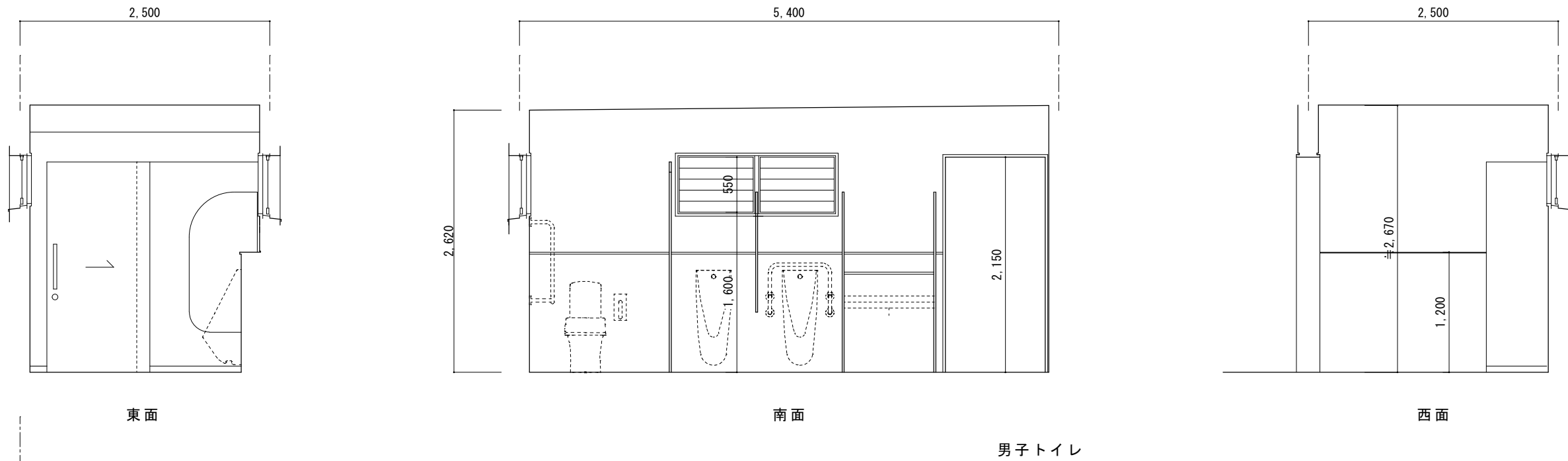
鳴門市企業局ボートレース事業課	工事名	北ノ浜グラウンドトイレ新築工事のうち建築工事	縮尺	1/30	M.T.S.プラン 徳島県鳴門市大麻町萩原字川原ノ上38番地 TEL & FAX (088) 689-3832 1級建築士事務所 徳島県知事登録第21040号 一級建築士 森 茂代 第188857号	図面 No. A-9
	図面名	断 面 詳 細 図 2	年月日	R5		

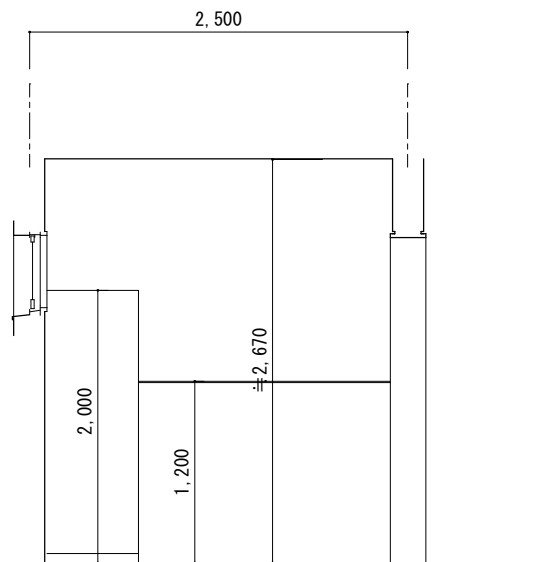


平面詳細図 1/50

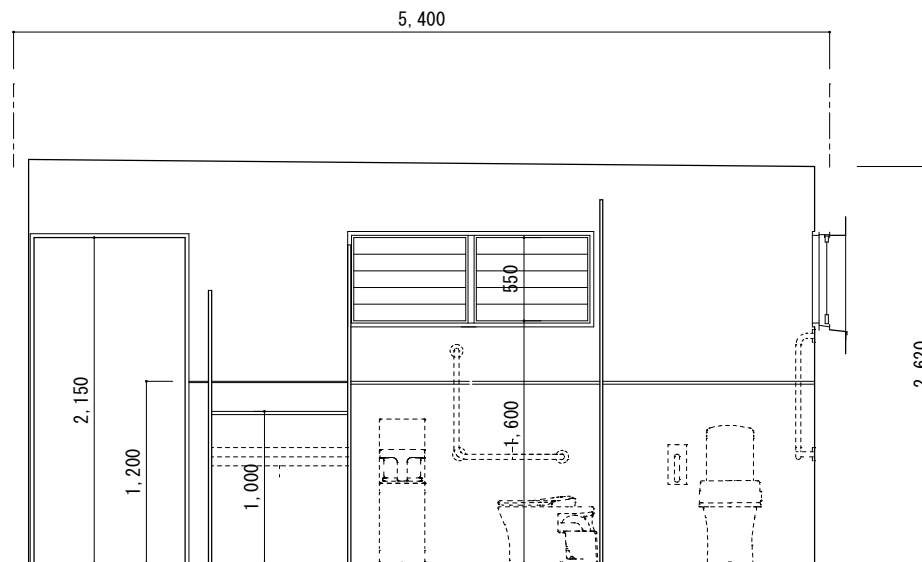
室名	床	巾木	壁	天井
スロープ	モルタルコシ 箒目仕上げ	コンクリート打放仕上	外部仕上表 参照	—
通路	モルタル金コシ押目地切仕上げ	コンクリート打放仕上	外部仕上表 参照	コンクリート打放、下地調整 外装薄塗材E
男子トイレ	磁器タイル貼 300角	タイル貼 H1,200タイル見切7mm製見付2.8	コンクリート打放、下地調整 EP-G塗	〃
女子トイレ	磁器タイル貼 300角	〃	〃	〃
収納庫	モルタル金コシ押	コンクリート打放仕上	コンクリート打放仕上	コンクリート打放仕上
屋外階段	モルタル金コシ押 段鼻タイル	コンクリート打放仕上	外部仕上表 参照	—



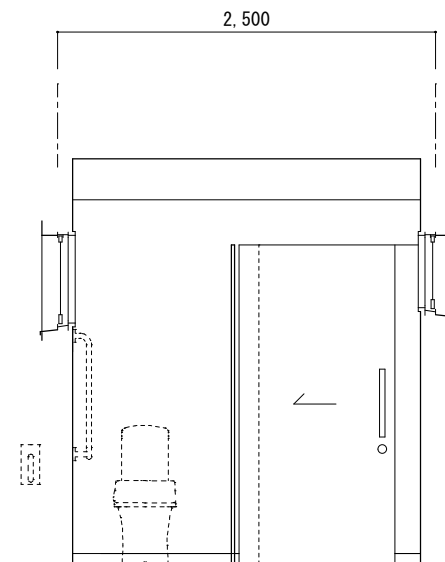




東面

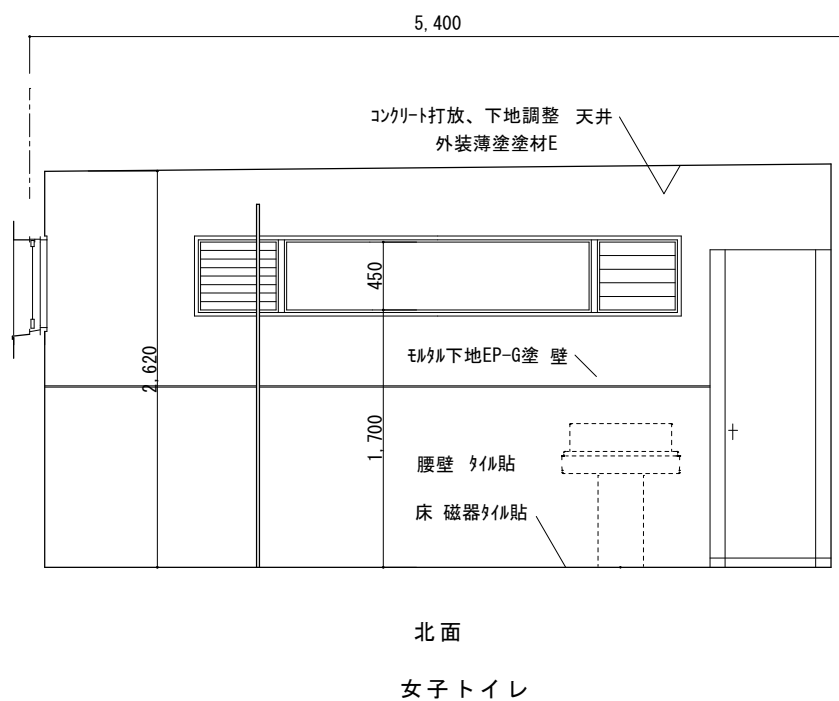


南面



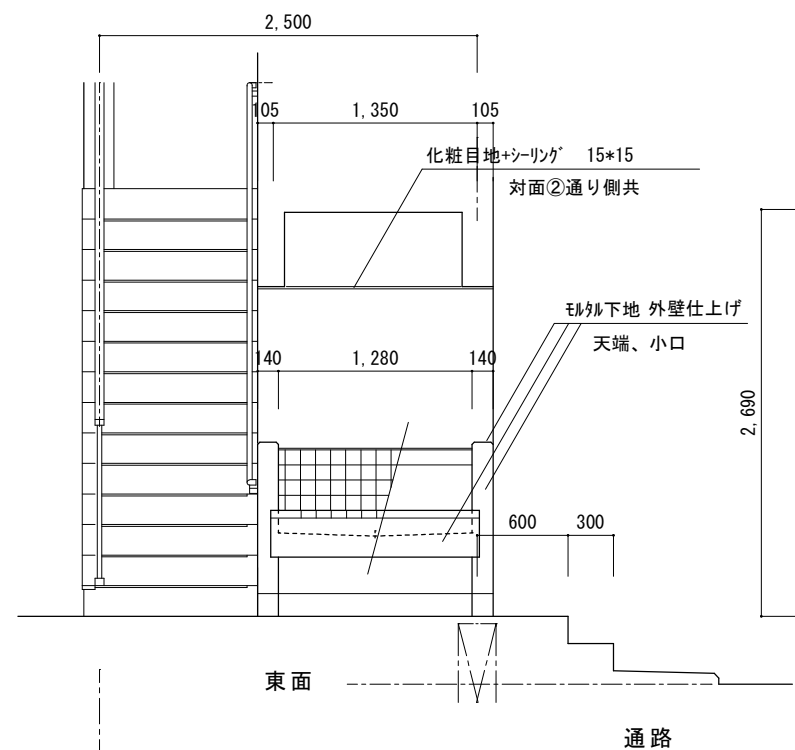
西面

女子トイレ



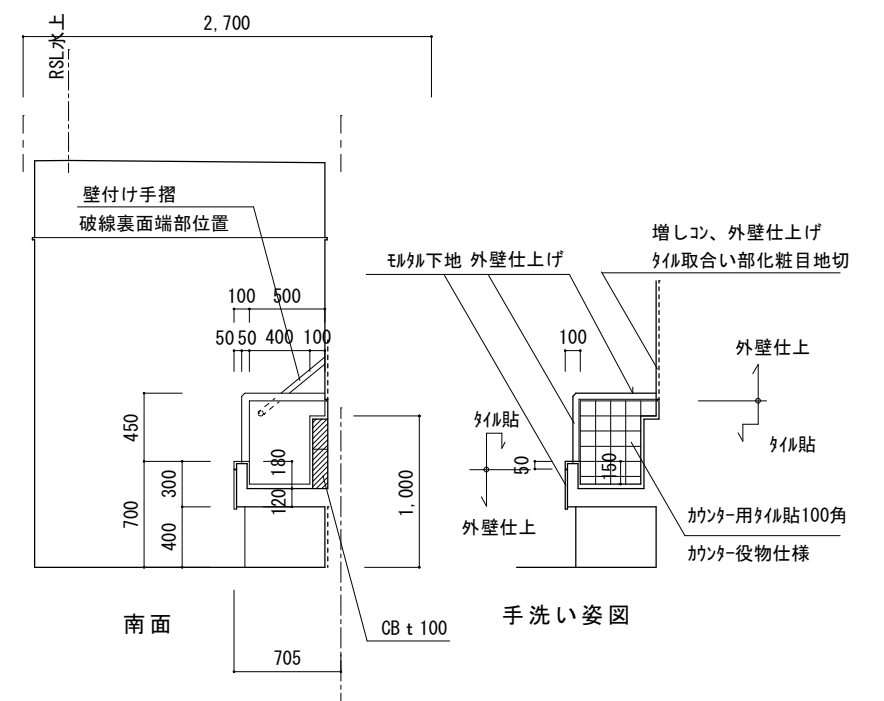
北面

女子トイレ



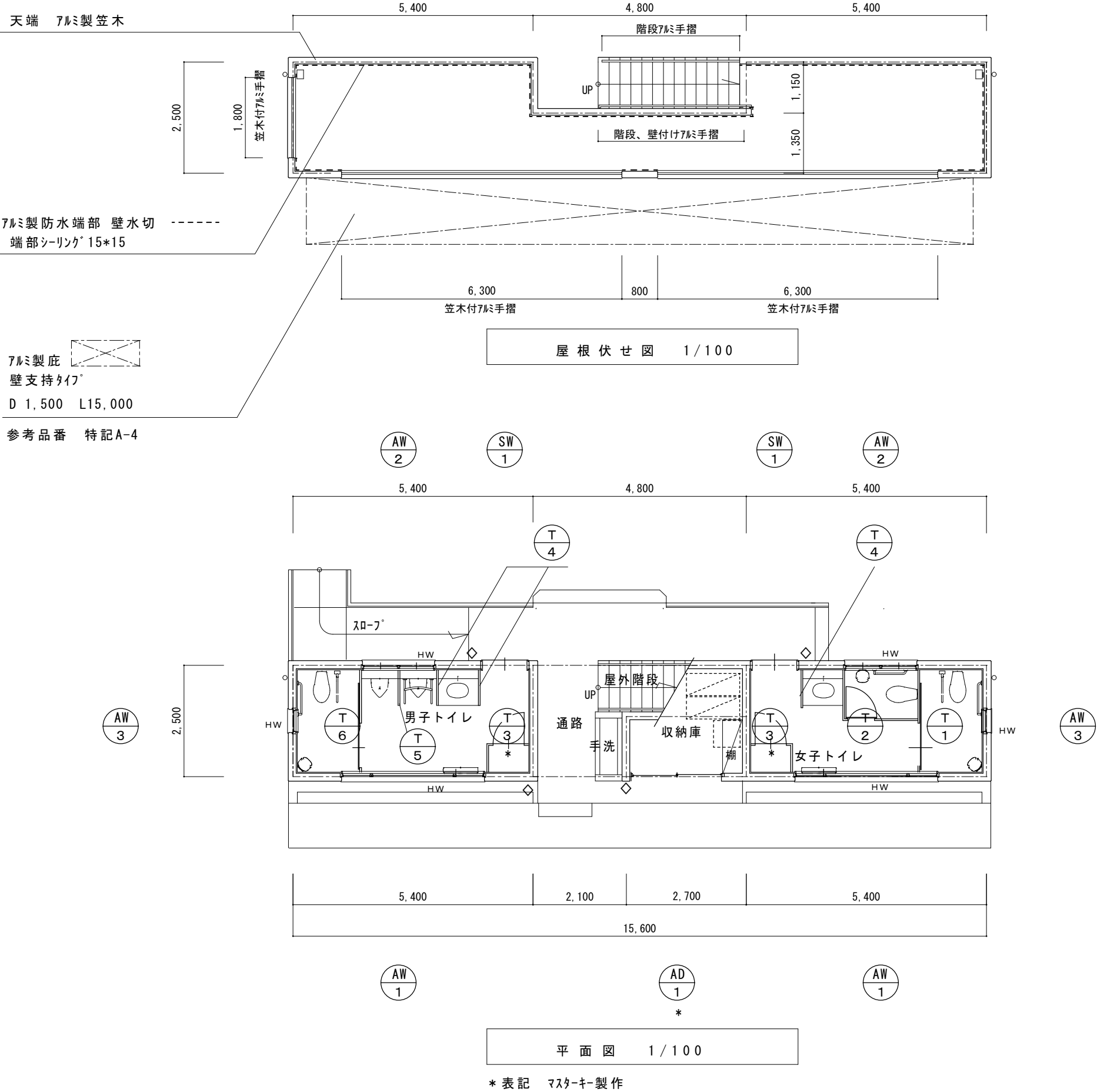
東面

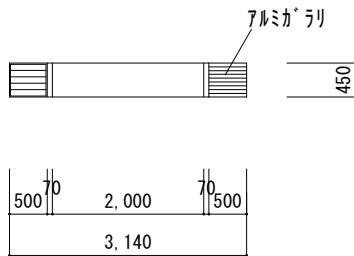
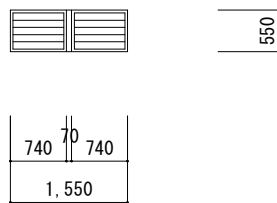
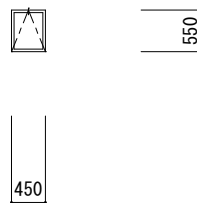
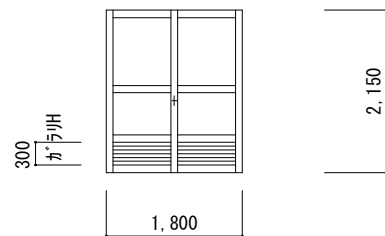
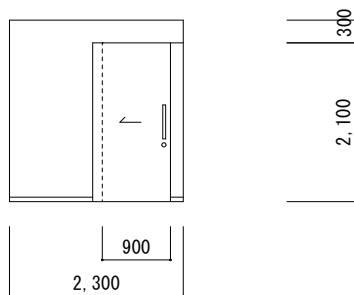
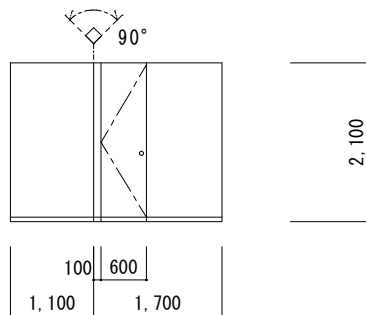
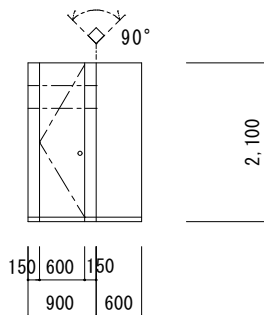
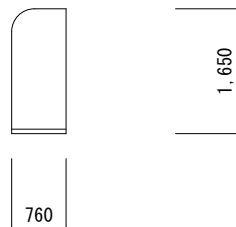
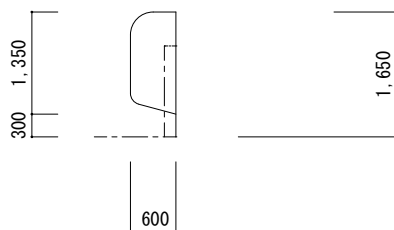
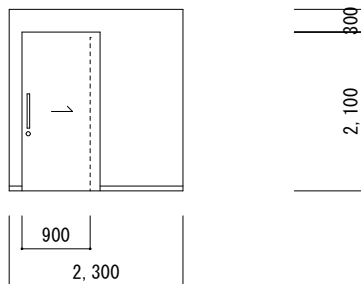
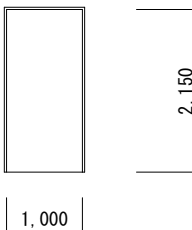
通路



南面

手洗い姿図



記 号・名 称		AW 1 ル-ハ°-窓、アルミカ°ラリ付FIX		AW 2 二連ル-ハ°-窓		AW 3 滑り出し窓		AD 1 が°ラリ付き引違框戸	
形 状									
室 名	数 量	男子、女子トイレ	2 箇所	男子、女子トイレ	2 箇所	男子、女子トイレ	2 箇所	収納庫	1 箇所
材 質・仕 様		カーアルミ		カーアルミ		カーアルミ		カーアルミ	
ガ°ラス・仕上		型板強化ガラス（t-4.0）ル-ハ°-用型板が°ラス（t-6）		アルミ水切、付属金物一式		型板強化ガラス（t-4.0）		アルミハ°ネル t-3	
金 物		アルミ水切、付属金物一式		付属金物一式		アルミ水切、付属金物一式		SUS製凸型敷居 付属金物一式	
備 考		内部四方アルミ額縁		内部四方アルミ額縁		内部四方アルミ額縁		内部三方アルミ額縁 シリンダー錠（マスターキー）	
記 号・名 称		T 1 トイレフ°-ス		T 2 トイレフ°-ス		T 3 トイレフ°-ス 用具入れ		T 4 トイレフ°-ス 手洗隔て板	
形 状									
室 名	数 量	女子トイレ	1箇所	女子トイレ	1 箇所	男子、女子トイレ	2 箇所	男子、女子トイレ	3 箇所
材 質・仕 様		ソリット°ハ°ネル t-18 エッジ°レス 上吊引き戸 t-13		ソリット°ハ°ネル t-18 エッジ°レス 内開き片開き戸		ソリット°ハ°ネル t-18 エッジ°レス 外開片開戸、鍵付（マスターキー）		ソリット°ハ°ネル t-18 エッジ°レス	
ガ°ラス・仕上				ハ°ネル相じゃくり加工					
金 物		表示付打掛錠 ト°アハント°ル 他トイレフ°-ス附属金物一式		表示付打掛錠 他トイレフ°-ス附属金物一式		トイレフ°-ス附属金物一式 内部棚板 D250、2 段		トイレフ°-ス附属金物一式	
備 考		SUS製巾木、笠木 上吊車セット 荷物掛フック		SUS製巾木、笠木 帽子掛け戸当		SUS製巾木、笠木 戸当り 荷物掛フック 2 ヶ所		SUS製巾木	
記 号・名 称		T 5 トイレフ°-ス 隔て板		T 6 トイレフ°-ス				SW 1 出入口枠	
形 状									
室 名	数 量	男子トイレ	1 箇所	男子トイレ	1 箇所	トイレフ°-ス仕様	男子、女子トイレ	2 箇所	
材 質・仕 様		ソリット°ハ°ネル t-18 エッジ°レス		ソリット°ハ°ネル t-18 エッジ°レス 上吊引き戸 t-13		SUS製表記はSUS304	ステンレス 枠見付 t 25 D230		
ガ°ラス・仕上						細部仕様はメーカー仕様 可	PL t 1.2加工 ヘアライン仕上 SUS製クワス°リW40		
金 物		トイレフ°-ス附属金物一式		表示付打掛錠 ト°アハント°ル 他トイレフ°-ス附属金物一式		フェノール樹脂 又は メタリン樹脂 ソリット°仕様	付属金物一式		
備 考		-		SUS製巾木、笠木 上吊車セット 荷物掛フック					

鳴門市企業局ボートレース事業課			工 事 名	北ノ浜グラウンドトイレ新築工事のうち建築工事		縮 尺	1/100			M . T . S . プラン		図面 No.
			図 面 名	建 具 リ ス ト		年 月 日	R5			徳島県鳴門市大麻町萩原字川原ノ上38番地 TEL & FAX (088) 689-3832 1 級建築士事務所 徳島県知事登録第21040号 一級建築士 森 茂代 第188857号		A -15

I. 構造設計概要

1. 建築物の構造内容

- (1) 建築場所
(2) 工事種別 ☒新築 ☐増築 ☐増改築 ☐改築
(3) 構造設計一級建築士の関与 ☐必要 ☒必要としない
☐法第20条第一号（高さ50m超）
☐法第20条第二号（RC造高さ20m超 ☐S造4階建以上 ☐木造高さ13m超 ☐その他）

注（3）構造設計一級建築士の関与が義務づけられる建築物については解説書等を参照して確認すること。

- (4) 階数
地下 階 地上 1 階 塔屋 階
(5) 主要用途 公共使用
(6) 地盤計画 ☐有（ ） ☒無
(7) 構造計算ルート X方向ルート -（ ） Y方向ルート -（ ）
(8) 鉄筋の継手及び定義
建築基準法施工令第36条及び73条による仕様規定に準ずる事。
XY両方向共ルート 3 及び限界耐力計算の場合は、改令73条の仕様規定によらずJASS(2009)、鉄筋コンクリート造配筋指針・同解説及びRC基準2010とすることができ。

2. 使用建築材料表・使用構造材料一覧表

- (1) コンクリート（ハイミクスコンクリート JIS Q 1001, JIS Q 1011, JIS A 5308）

適用箇所	種類	設計基準強度 $F_c = N/mm^2$	品質基準強度 $F_q = N/mm^2$	スラブ cm	種類
捨てコンクリート	☒ 普通	作図参照			
土間コンクリート	☒ 普通	"			
基礎・基礎梁	☒ 普通	"			
柱・梁・床・壁	☒ 普通、 ☐ 軽量	"			
	☐ 普通、 ☐ 軽量				
	☐ 普通、 ☐ 軽量				

単位水量は185kg/m³以下、単位セメント量は270kg/m³以上とする。

- (2) 鉄筋

種類	径	使用箇所	継手工法
異形鉄筋 (JIS S 3112)	☒ SD235 A ☐ SD235 B	D16以下	☒ 重ね継手 ☐ ガス圧接継手 ☐ 溶接継手 ☐ 機械式継手
	☒ SD345 ☐ SD390 ☐	D19以上	
	☐ 材質		
	☐ 大径認定番号 MSRB-		
高強度せん断補強筋	☐ 材質 ☐ 大径認定番号 MSRB-		
丸 鋼 (JIS G 3112)	☐ SR235		
溶接金網 (JIS G 3551)	☐		

3. 地盤

- (1) 地盤調査資料と調査計画

☒有 ☒敷地内 ☐近隣 ☐無 (調査計画 ☐有 ☐無)

規格番号	資料有り	調査計画	資料有り	調査計画	資料有り	調査計画
ボーリング調査			地質調査		地質調査	
水平地盤反力係数の測定			土質試験		物理検査	
試験掘 (支持層の確認)			平面載荷試験		液状化判定	
スラットテスト	☐		振動透水試験		PS試験	

注) 上記表中の資料が有るものに○を記入する。

4. 地業工事

- (1) 直接基礎 ☒ベタ基礎 ☐布基礎 ☐独立基礎 試験掘 ☐有 ☒無
深さ GL- m、支持層-、長期許容支持力度 kN/m² 載荷試験 ☐有 ☒無
(2) 地盤改良 ☐凍土混合処理工法 ☐深層混合処理工法布基礎 ☐
深さ GL- m、長期許容支持力度 kN/m² 載荷試験 ☐有 ☒無
注) 「建築物のための改良地盤の設計及び品質管理指針」日本建築センター2002」を参考とする

- (3) 杭基礎 支持層-

状 種	材 料	施 工 法	備 考
☐ RC ☐ SRC ☐ SRC ☐ RC ☐ 鋼管 ☐ 摩擦杭 ☐ SC杭 ☐	RC (Ⅰ様 ☐ Ⅱ様 ☐ Ⅲ様) RC (Ⅳ様 ☐ Ⅴ様 ☐ Ⅵ様) 鋼材 ☐ SS400 ☐ S50K400 ☐ JIS	☐ 打ち込み ☐ 地込み (セメントミルク工法) ☐ ☐	評定 年 月 日
☐ 場所打ち コンクリート杭	コンクリート F_c N/mm ² F_q N/mm ² スラブ セメント量 kg/m ³ 単位水量 kg/m ³ 鉄 筋 主筋 SD HOOP SD	☐ オールケーシング ☐ 振動杭 ☐ リバーサーキュレーション ☐ アースドリル ☐ ミニアース ☐ BH ☐ 深層 ☐ 手掘 ☐ 掘削	評定 年 月 日

杭仕様 ☐施工計画書承認 ☐杭施工結果報告書
試験杭 ☐有 ☐無 ☐打ち込み ☐載荷 ☐孔位測定 本

杭径(mm)	設計支持力(kN)	杭の先端の径(mm)	本 数	特 定 事 項

5. 設備関係

- ・ 建築設備の構造は、構造耐力上安全な構造方法を用いるものとする。
- ・ 建築設備の支持構造部および緊結金物には、腐止め等、防錆のための有効な措置を講ずること。
- ・ 建築物に設ける屋上からの突出する水栓・煙突・その他これらに類するものは、風圧・地震力等に対して構造耐力上主要な部分に緊結され、安全であること。
- ・ 煙突は、鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さを5cm以上とした鉄筋コンクリート造とすること。
- ・ 設備配管は、地震時等の建物変形に追従できること。また、地震力等に対して適切に支持されていること。
- ・ 設備機器の梁台及び基礎については、風圧・地震力等に対して構造耐力上安全であること。
- ・ エレベーターの駆動装置等は、構造体に安全に緊結されていること。
- ・ 特記以外の梁貫通孔は原則として設けない。
- ・ 床スラブ内に設備配管等を埋込む場合はスラブ厚さの1/3以下とし管の間隔を管径の3倍以上かつ5cm以上を原則とする。

6. その他

- ・ 諸官庁への届出書類は遅滞なく提出すること。
- ・ 各試験の供試体は公的試験機関にて試験を行い工事監理者に報告すること。
- ・ 必要に応じて記録写真を機り保管すること。
- ・ 本構造配筋基準図は、設計者の責任において使用すること。

II. 配筋基準図

1. 一般事項

- (1) 構造図面に記載された事項は、本基準図に優先して適用する。
- (2) 記号
- d…異形鉄筋の呼び名に用いた数値 D…部材の径 R…直径
@…間隔 r…半径 c…中心線 ϕ …部材間の内法距離 ha…部材間の内法高さ
ST…あばら筋 HOOP…帯筋 S.HOOP…補強帯筋 d…直径

2. 鉄筋加工、かぶり

- (1) 鉄筋末端部の折曲げの形状

折曲げ角度	180°	135°	90°
図			
鉄筋の長さ	4d以上	6d以上(※4d以上)	6d以上(※4d以上)

折曲げ角度は、スラブ厚・壁厚の先端部またはスラブと同時に打ち込む形および土留めのキヤンプライにのみ用いる。

鉄筋は、SD235A、SD295B、SD345を使用する。

折曲げ内法寸法Rは、D16以下は、3d以上、D19以上は、4d以上

※片持スラブ端部の処理

- (2) 鉄筋中間部の折曲げの形状 鉄筋の折曲げ角度90°以下

図	鉄筋の使用箇所による呼び	鉄筋の種類	鉄筋の径による長さ	鉄筋の折曲げ内法寸法(R)
	帯筋 あばら筋 2d/13d	SD235A SD295B、SD345	D16以下 D19以上	3d以上 4d以上
	上階以外の鉄筋	SD235A SD295B、SD345	D16以下 D19~D25	6d以上

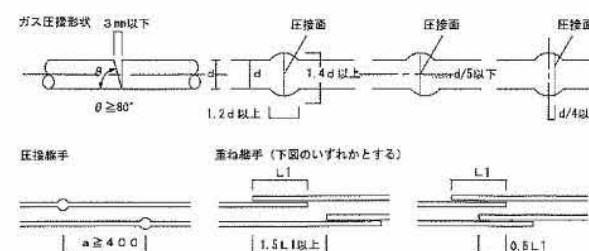
- (3) 鉄筋の定着及び重ね継手の長さ

鉄筋の種類	普通、軽量コンクリートの設計基準強度の範囲(N/mm ²)	定 着 の 長 さ			特別の定着及び重ね継手の長さ(L1)
		一般 (L2)	下 ば 筋 (L3)	スラブ	
SD235A SD295B SD345	21、22.5 24、27 18	35d または 25d フックつき 45d または 35d フックつき	25d または 15d フック つぎ	10d かつ 150mm以上	45d または 35d フックつき 45d または 35d フックつき

コンクリートは普通 $F_c=18 N/mm^2$ 以上 $27 N/mm^2$ 以下、軽量 $F_c=18 N/mm^2$ 以上 $22.5 N/mm^2$ 以下
粗骨材の最大寸法は20mmとする。

継 手

1. 末端のフックは、定着及び重ね継手の長さに含まない
2. 継手位置は、応力の小さい位置に設けることを原則とする
3. 直径の異なる鉄筋の重ね継手長さは、細い方の鉄筋の継手長さとする
4. SD235Aはガス圧接してはならない、又 D28以上は圧接とする。



- (4) 鉄筋のかぶり厚さ

構 造 部 分	最小かぶり厚さ (mm)	設計かぶり厚さ (mm)
屋根スラブ・床スラブ・片持ちスラブ **・非耐力壁	20*	30*
耐力壁・壁梁・小梁・片持ち梁	30*	40*
土に接する耐力壁・床スラブ・布基礎の立上り部分 基礎つなぎ梁	40	50
基 礎 (指コンクリート部分を除く)	60	70

[注] * 耐力性上有効な仕上がりがない場合には、屋内・屋外にかかわらず10mm増しとする。
又、軽量コンクリートの場合は、10mm増しの値とする。
** 片持ちスラブ先端は、最小かぶり30mmとする。[8-(1)の※参照]

- (5) 鉄筋のあき

- a. 異形鉄筋では呼び名に用いた数値1.5d以上 異形鉄筋 印の鉄筋の重ね継手の
b. 粗骨材の最大寸法の1.25倍以上かつ25以上 末端にはフックが必要

- (6) 鉄筋のフック

- (a)に示す鉄筋の末端部にはフックを付ける。)
- a. 壁長が1m以下の壁筋の末端 b. あばら、帯筋 c. 煙突の鉄筋
d. 柱、梁 (基礎材は除く) の出すみ部分の鉄筋 (右図参照)
e. 基礎梁の下端筋
f. その他、本配筋基準に記載する箇所

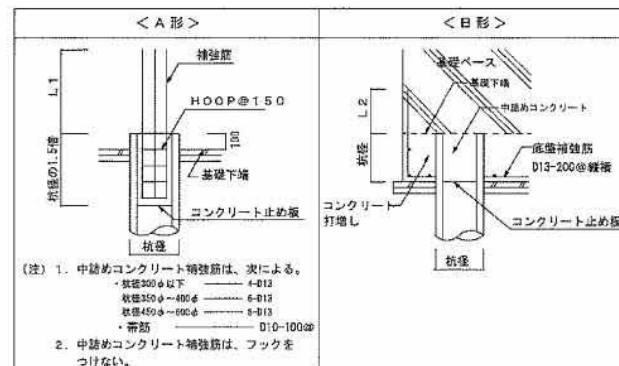
3. 使用可能な鉄筋の最大径 (標準)

部位	耐力壁	壁 梁 が り よ う 小 梁	布基礎 基 礎 基礎梁	スラブ	非耐力壁	煙 突
構造種別						
壁式鉄筋 コンクリート造	D22	D22	D25	D16	D16	D16

4. 杭

(注) 短杭等 杭頭の固定度を十分確保する必要がある場合は別途検討する事。
地震力等により、杭に引き抜き力が生じる場合は、別途検討すること。

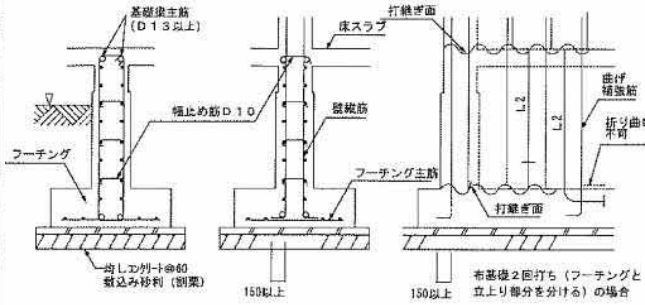
- (イ) 既成コンクリート杭の杭頭補強の方法は、下図A形又はB形とし、適用は特記による。特記がなければB形とする。
- (ロ) 中詰めコンクリートは、基礎のコンクリートと同一配合のコンクリートを使用する。
- (ハ) 既成コンクリート杭以外の場合は、特記による。
- (ニ) 杭頭を切断する場合の補強は、現場管理者の指示による。



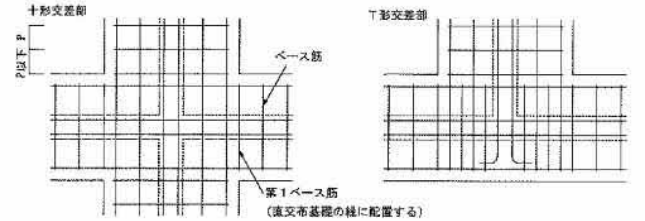
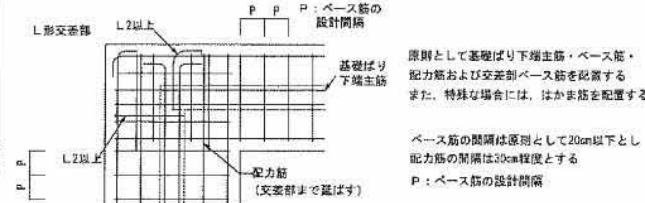
[注] 1. 中詰めコンクリート補強筋は、次による。
・ 杭径300φ以下 4-B13
・ 杭径350φ~400φ 4-B13
・ 杭径450φ~600φ 5-B13
・ 帯筋 D10-100φ
2. 中詰めコンクリート補強筋は、フックをつけない。

5. 基礎

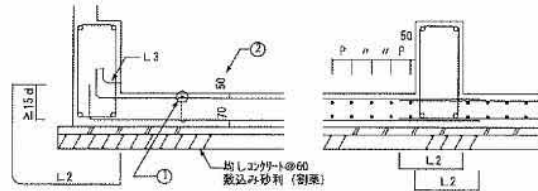
(1) 布基礎



布基礎交差部の配筋 (平面)



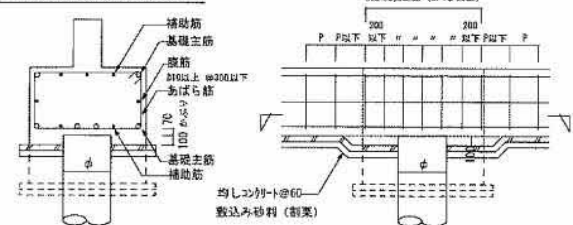
(2) ベタ基礎



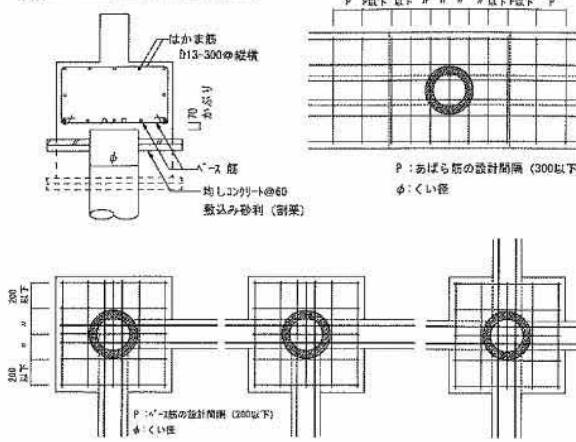
1. 耐圧鉄筋の水平位置は①(1)スラブを参考とする。但し上筋と下筋を読みかえる
2. ①の鉄筋はスラブ主筋の径以上とする
3. ②かぶり寸法は、埋戻しのある場合は50を70とする

(3) 杭基礎

1. 布基礎 (ねじれ応力が生じる場合)

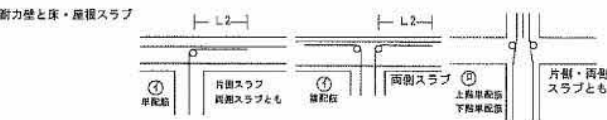
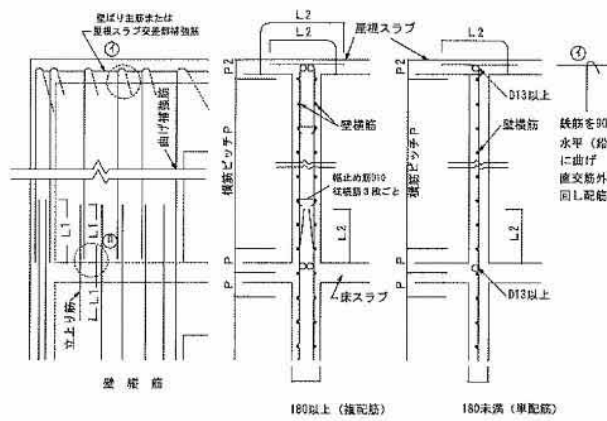


2. 独立基礎 (ねじり応力の生じない場合)

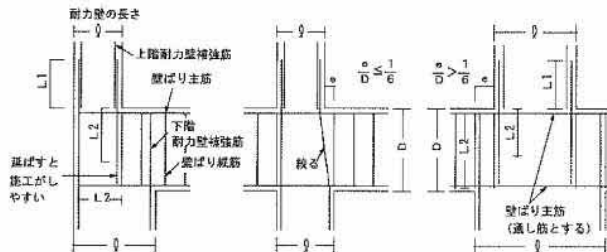


6. 耐力壁

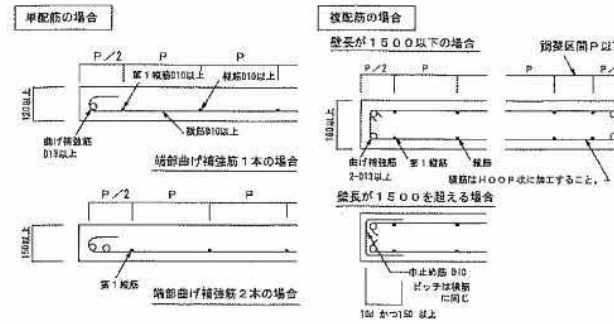
(1) 縦筋・曲げ補強筋・縦補強筋の定着



(2) 上・下階耐力壁の各種配置

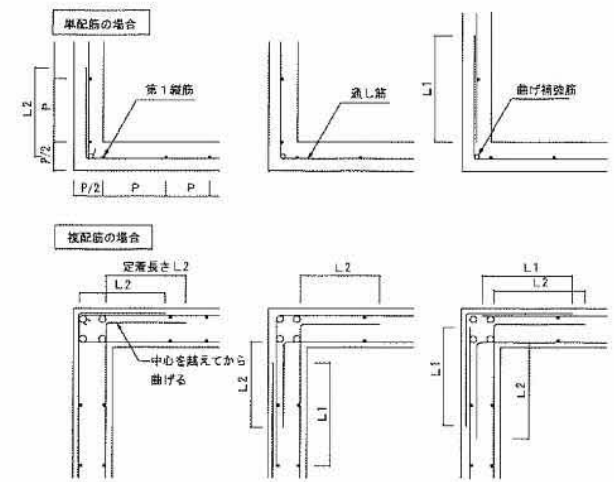


(3) 耐力壁の縦・横筋の配置

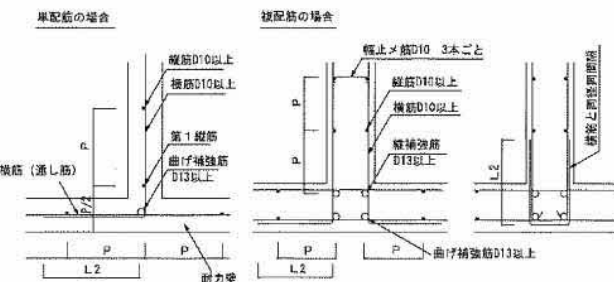


(4) 耐力壁が交差する場合 (平面)

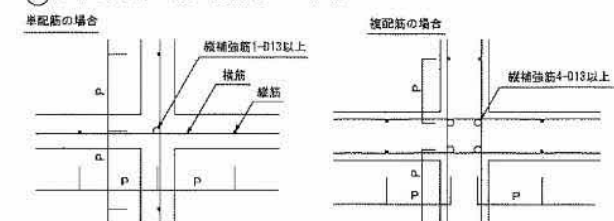
① L形交差部の縦・横筋などの配置



② T形交差部の縦・横筋の配置



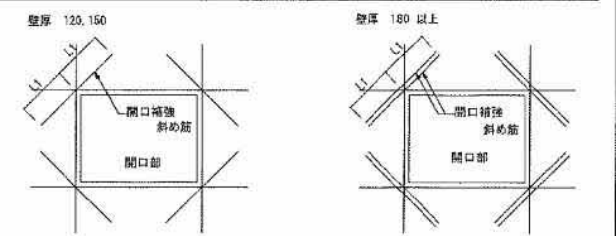
③ 十形交差部の縦・横筋などの配置



(5) 壁開口斜め補強筋

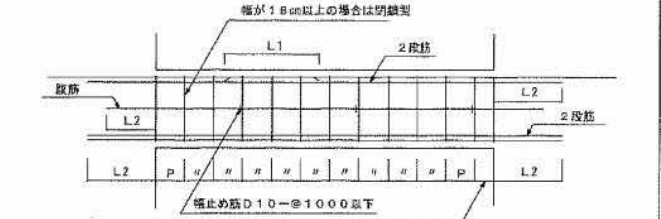
注) 壁厚が下記より大きい場合は別途特記するものとする。

	5階建て		4階建て		3階建て		2階建て		平屋建て	
	壁厚	補強筋	壁厚	補強筋	壁厚	補強筋	壁厚	補強筋	壁厚	補強筋
5階	150	1-D13	150	1-D13	150	1-D13	150	1-D13	150	1-D13
4階	180	2-D10	180	2-D10	180	2-D10	180	2-D10	180	2-D10
3階	180	2-D13	180	2-D13	180	2-D13	180	2-D13	180	2-D13
2階	180	2-D13	180	2-D13	180	2-D13	180	2-D13	180	2-D13
1階	180	2-D16	180	2-D16	180	2-D16	180	2-D16	180	2-D16

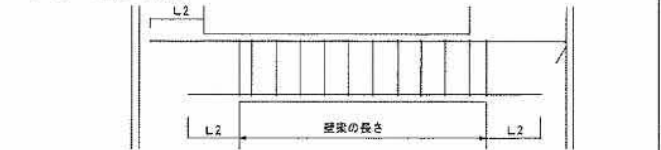


7. 壁梁、小梁

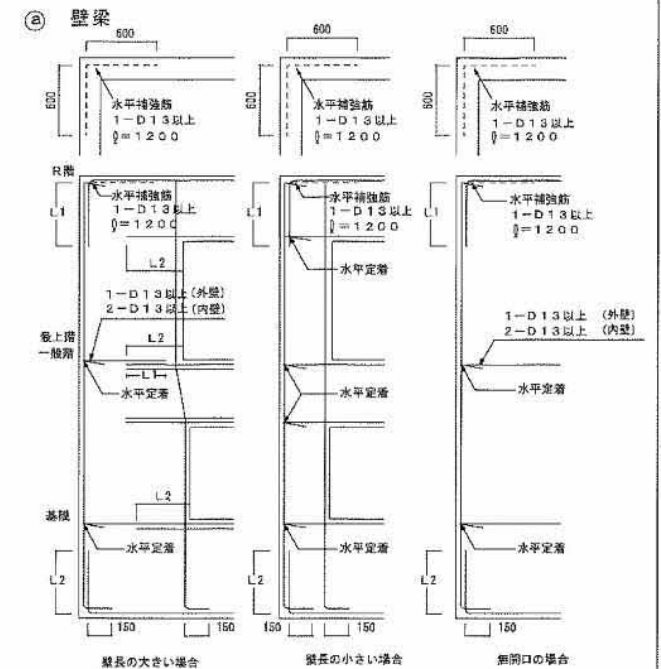
(1) 壁梁の標準配筋図



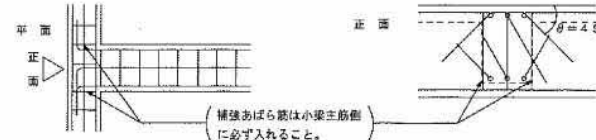
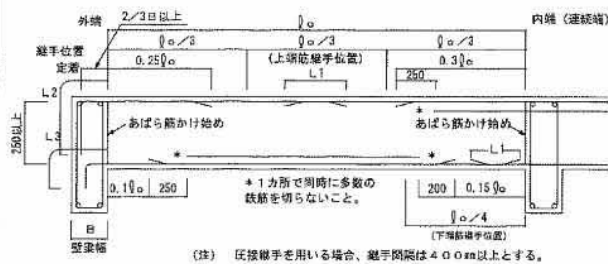
(2) 壁梁の範囲



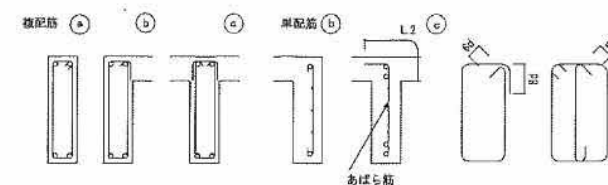
(3) 定着



⑤ 小梁の定着・継手位置およびトップ筋長さ

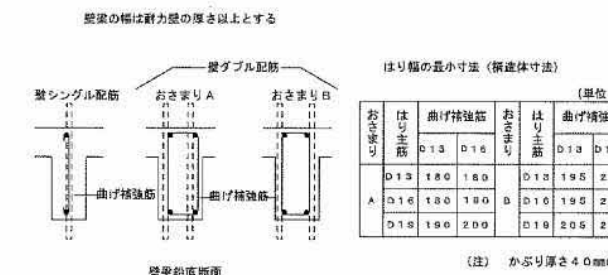


(4) あばら筋の型



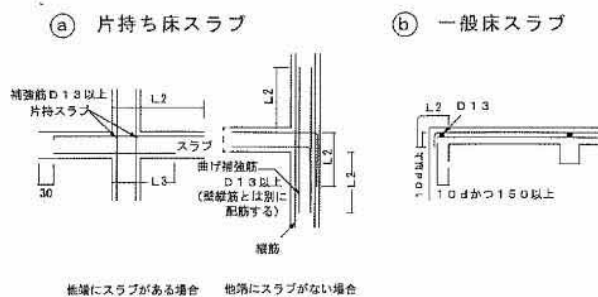
(イ) 原則として(イ)のフック先曲げとする。
片側床版付(L型)壁で(イ)、
両側床版付(T型)壁で(ロ)とする。
フックの位置は(イ)にあっては交互、
(ロ)にあってはスラブ側とする。

(5) 壁梁と壁のおさまり

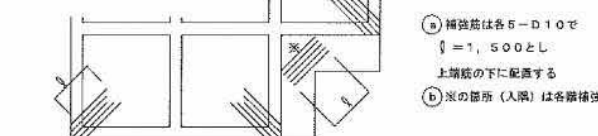


8. 床板

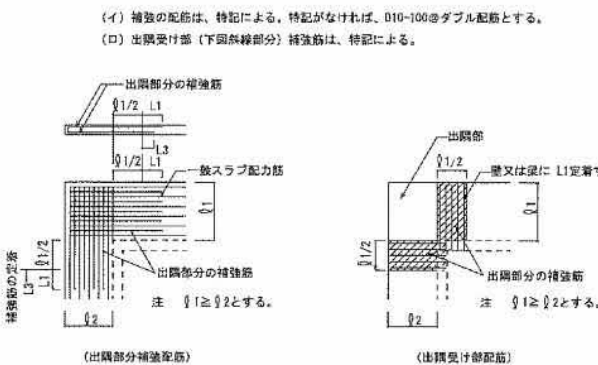
(1) 定着及び継手



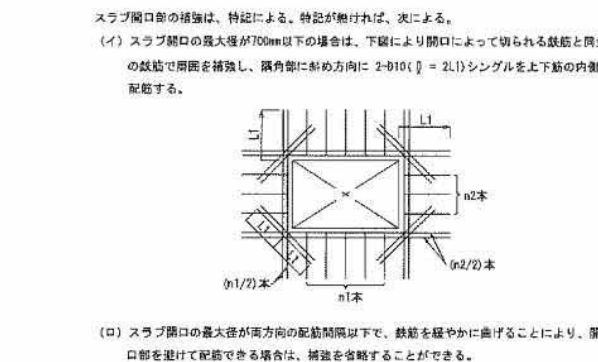
(2) 屋根スラブの補強



(3) 片持ちスラブ出隅部補強



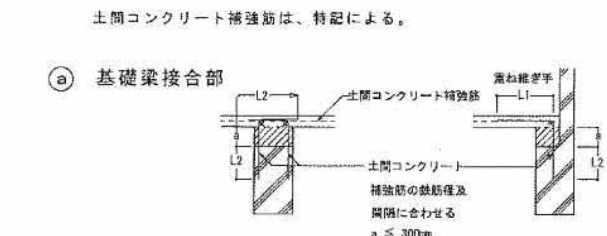
(4) 床板開口部の補強



(5) 床板段差



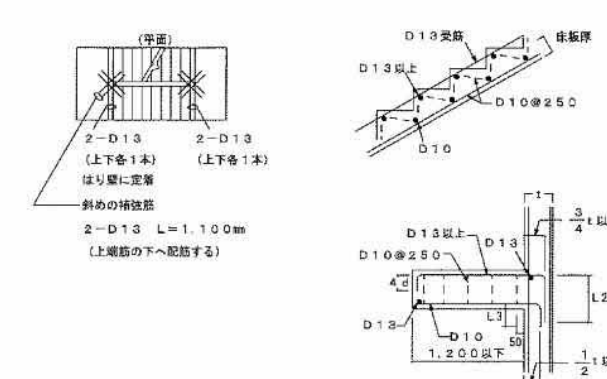
(6) 土間コンクリート



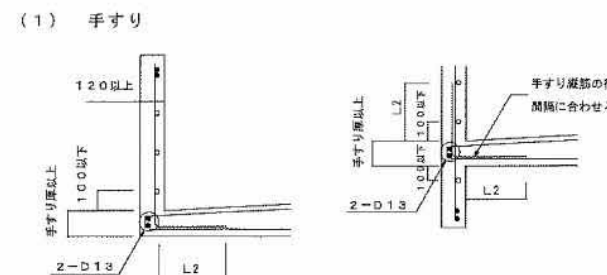
(7) 間仕切壁との交叉部



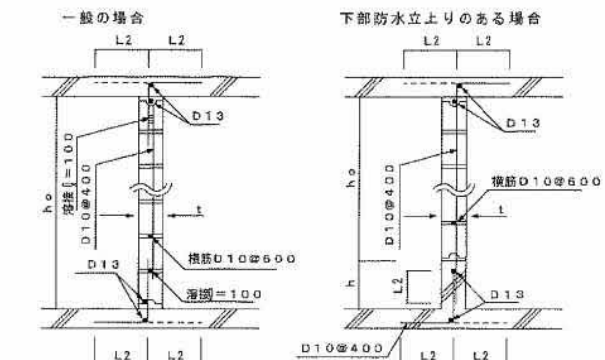
9. 階段



10. その他



(2) コンクリートブロック帳壁



注) h は25tかつ3500以下とする。但し直交方向25t以内は壁、又は柱がある場合は除く。
 h はコンクリートブロック段数寸法とする。但し、 $200 \leq h \leq 400$
鉄筋挿入部はモルタルを充てんすること。
ブロック帳壁の主筋および開口部の補強筋は、重ね継ぎ手をしてはならない。

帳壁厚さ

注) $L1$ は主要支点間距離、 $L2$ は持ち出し長さを表す。
1つの帳壁が、外壁の(イ) (ロ)の両側に該当する場合は、その帳壁の両側に属する部分の
規定による。
一般帳壁：主体構造に上下または左右の両方から2項以上で支持されている帳壁
小壁帳壁：主体構造に主として一方向で固定されている帳壁

帳壁の位置	厚さ (cm)	(1) 一般帳壁	(2) 小壁帳壁
間仕切壁		*1 12かつL1/25	12かつL1/11
外壁	(イ) 地盤面からの高さ10m以下の部分	12かつL1/25	12かつL1/11
	(ロ) 地盤面からの高さ10mを越え31m以下の部分	15かつL1/25	*2 12かつL1/9

*1: 地盤面からの高さ10m以下かつ3層以下以下の部分にあっては10とすることができる。
*2: 建築基準法施工令第7条2項の表による速度圧を、その0.5倍の値以下に軽減できる区域にあっては11とすることができる。

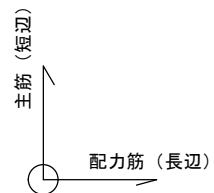
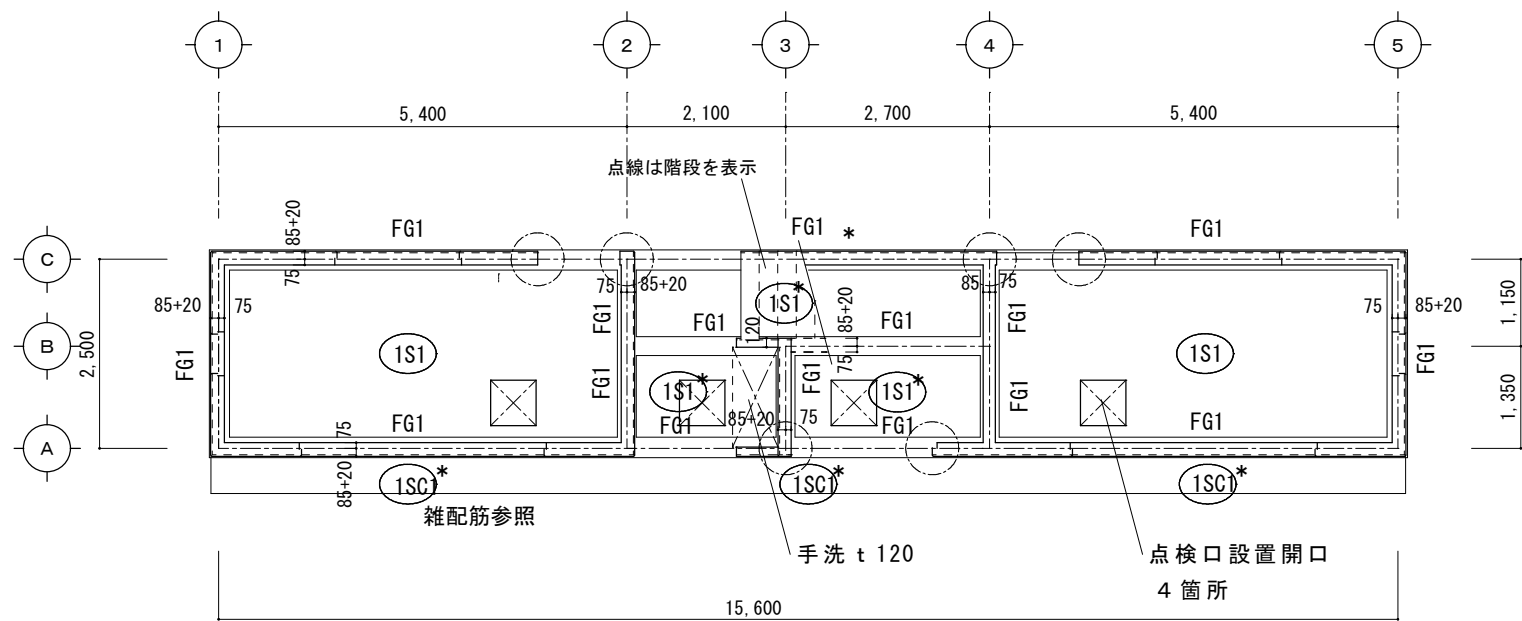
11. 梁貫通孔補強

(1) 既製品 (使用するときには、設計者又は工事監督者と打合せのこと)
☐ リング型 ☐ ハイプ型 ☐ 金網型 ☐ フレート型 ☐

(2) 鉄筋標準配筋 但し $\phi \leq D/3$ とする

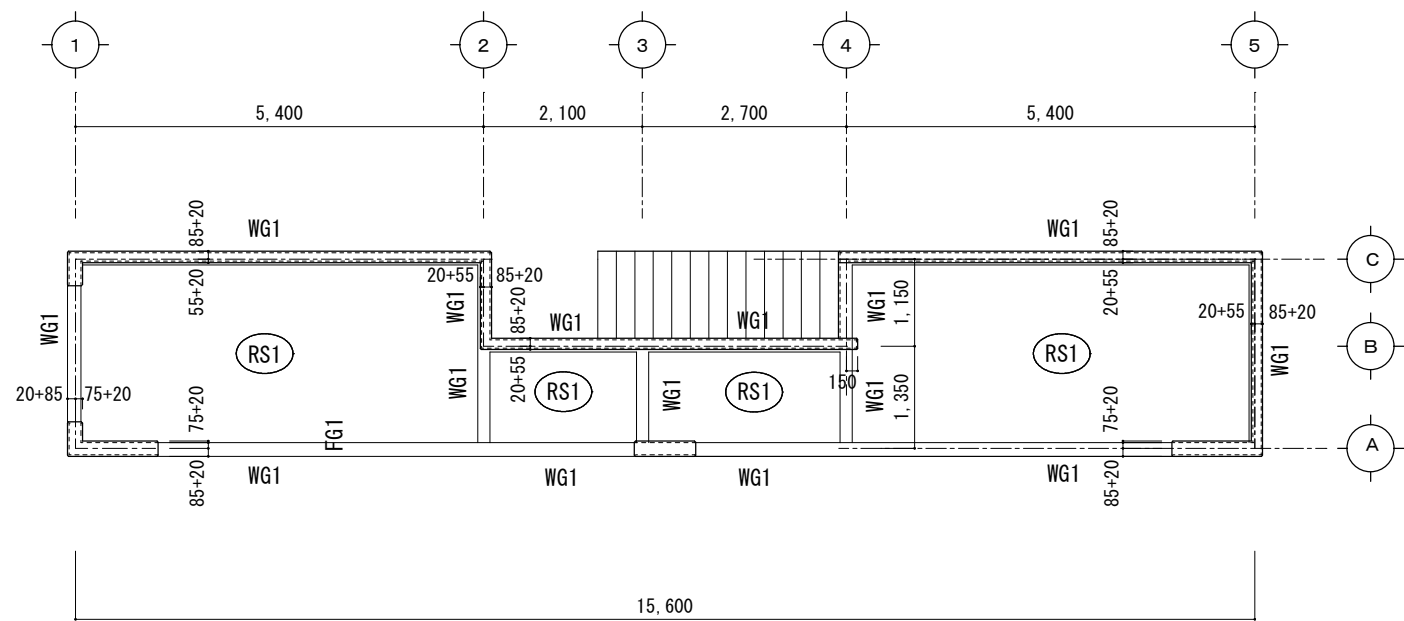
設置可能範囲 梁端部 (スパン L の1/10以内かつ2D以内) は避ける

$80 < \phi \leq 100$	$100 < \phi \leq 150$	$150 < \phi \leq 250$
折筋 2-(2-D13) 縦筋 ST 2-D13-100	折筋 2-(2-D13) 縦筋 ST 2-D13-100 横筋 2-(2-D13)	斜筋 4-(2-D13) 縦筋 ST 2-D13-100 横筋 2-(2-D13) ホールド 2-D13
$\phi > 250$ 孔補強の有効範囲と 定着長さのとり方 ※部分については計算で 確認された場合は右 記の位置、寸法によ らなくてよい。		
	(スターラップ補強範囲)	

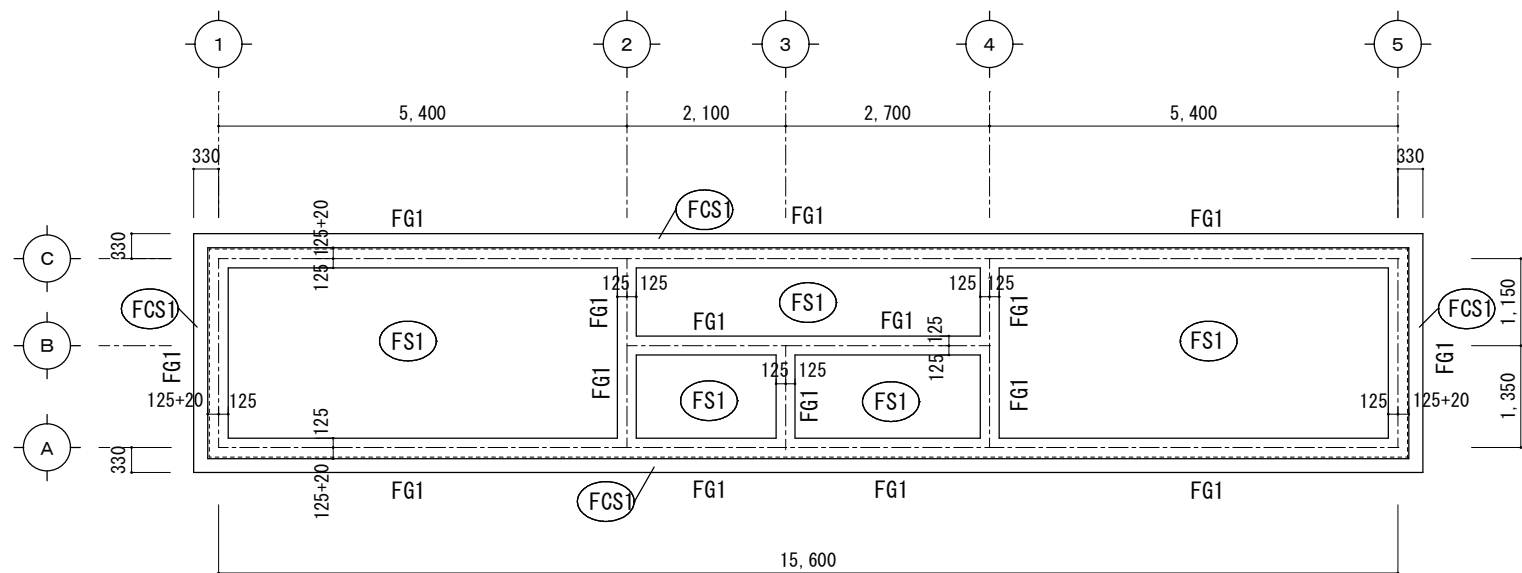


1 階 床 伏 図 S=1/100

* スラブ 高 1SL+20
○ 壁端部補強筋 位置表示



R 階 梁 伏 図 S=1/100



基 礎 伏 図 S=1/100

構造特記事項		
鉄筋コンクリート	基礎・スラブ $F_c=21N/mm^2$	SL=18cm
土間コンクリート	$F_c=21N/mm^2$	SL=15cm
捨てコンクリート	$F_c=18N/mm^2$	SL=15cm
鉄筋	SD295A (D10～D16)	
	SD345 (D19以上)	
本建物は、準備計算は構造計算ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑBUILD一貫Ⅴにて算出し、 構造設計一級建築士が構造計算で安全性を確認した。		

スラブ配筋リスト

	スラブ厚	位 置	主 筋 方 向	配 力 筋 方 向	備 考
FS1	250	上 端 筋	D13-@200	D13-@250	モチアミダブル
		下 端 筋	D13-@200	D13-@200	
FCS1	250	上 端 筋	D13-@200	D13-@250	モチアミダブル 端部補強筋2-D16
		下 端 筋	D13-@200	D13-@250	
1S1	130	上 端 筋	D10・D13交互-@200	D10・D13交互-@250	モチアミダブル
		下 端 筋	D10・D13交互-@200	D10・D13交互-@250	
RS1	130	上 端 筋	D10・D13交互-@200	D10・D13交互-@250	モチアミダブル
		下 端 筋	D10・D13交互-@200	D10・D13交互-@250	
土間コンクリート 3 通手洗い	120		D10-@150	D10-@150	モチアミ

地中梁リスト S=1:50

符 号	FG1
B x D	250 x 1000
位 置	全断面
断 面	
	上端筋 2-D19
	下端筋 2-D19
	腹 筋 2-D13 3段
	S T P □D10-200@

※巾止め筋はD10-1000@とする。
※屋外部分はコンクリート増打ち20mm

R階 梁リスト S=1:50

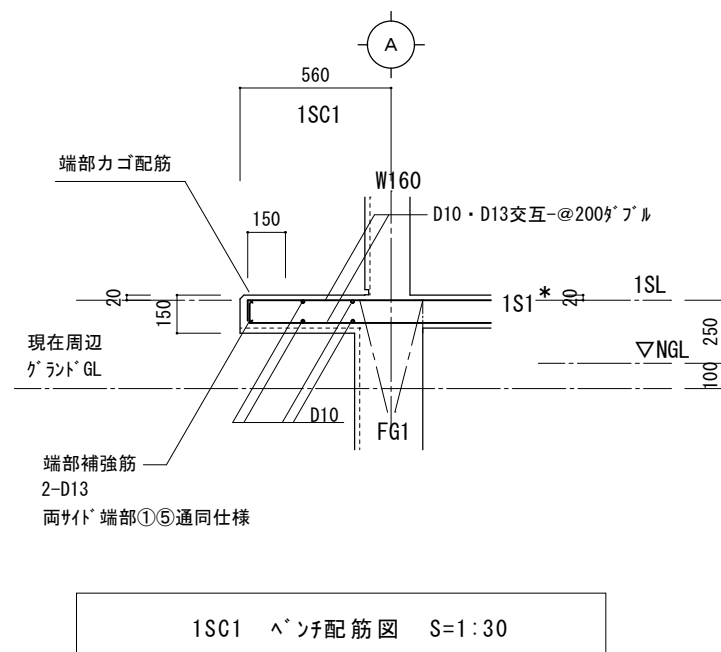
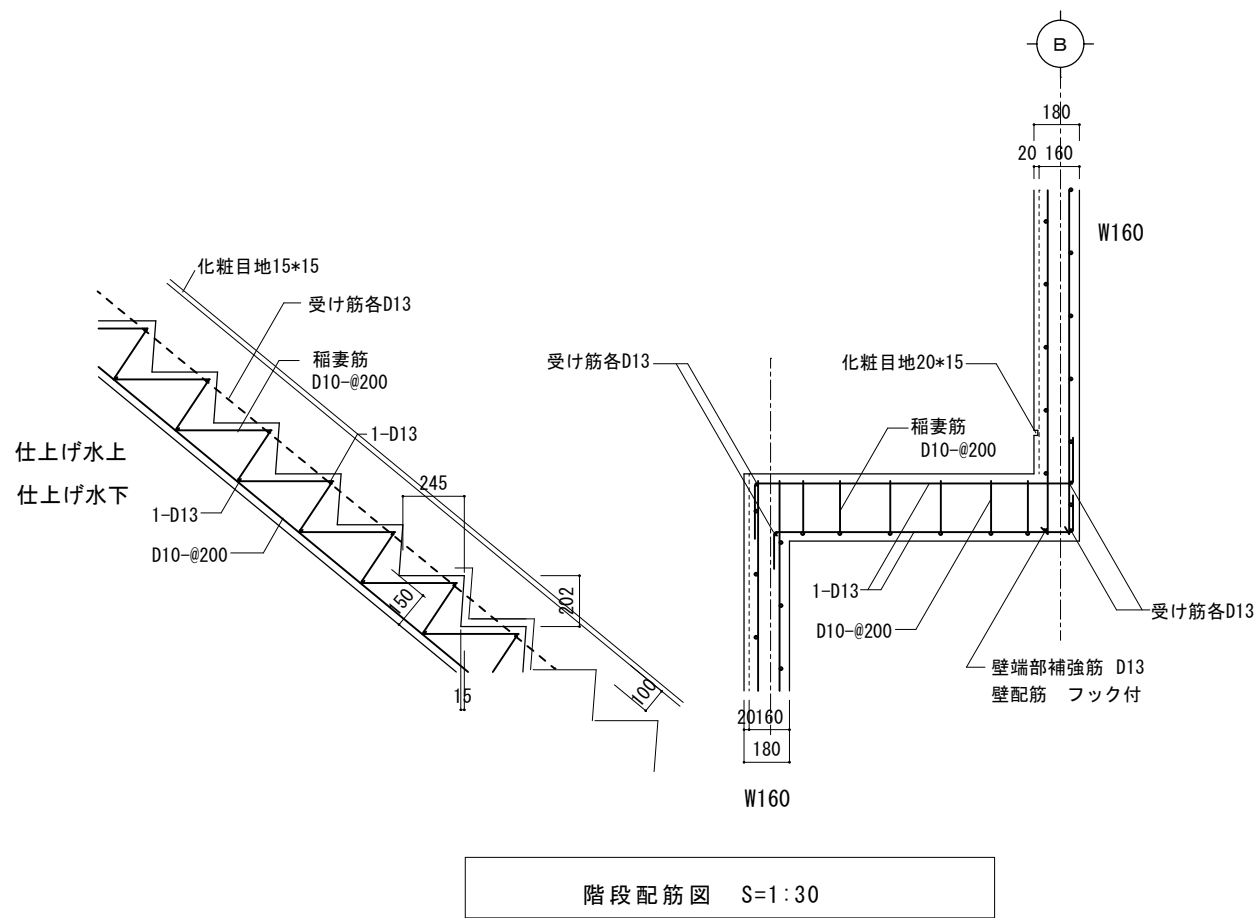
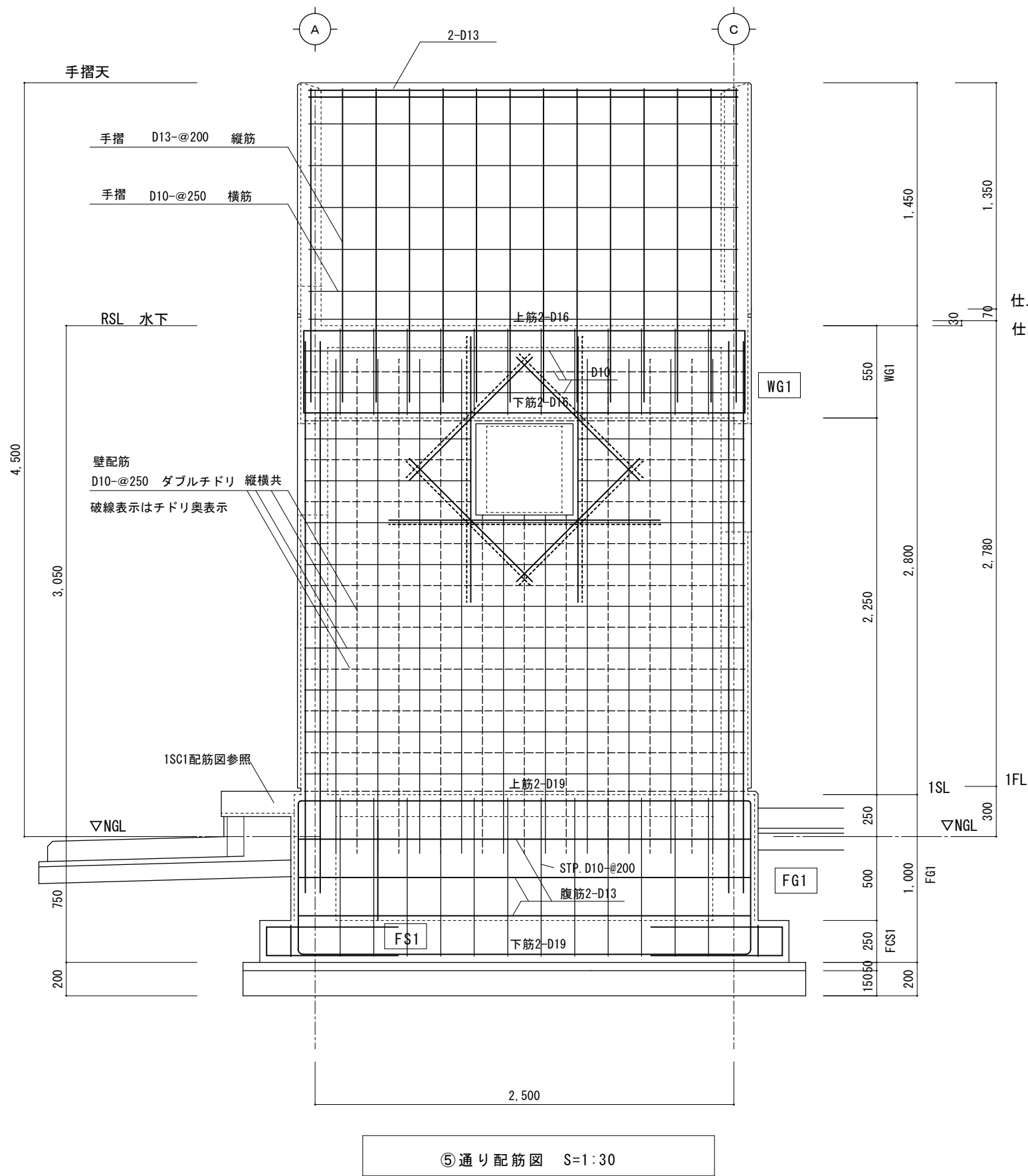
符 号	WG1
B x D	160 x 550
位 置	全断面
断 面	
	上端筋 2-D16
	下端筋 2-D16
	- 壁横配筋
	S T P □D10-200@

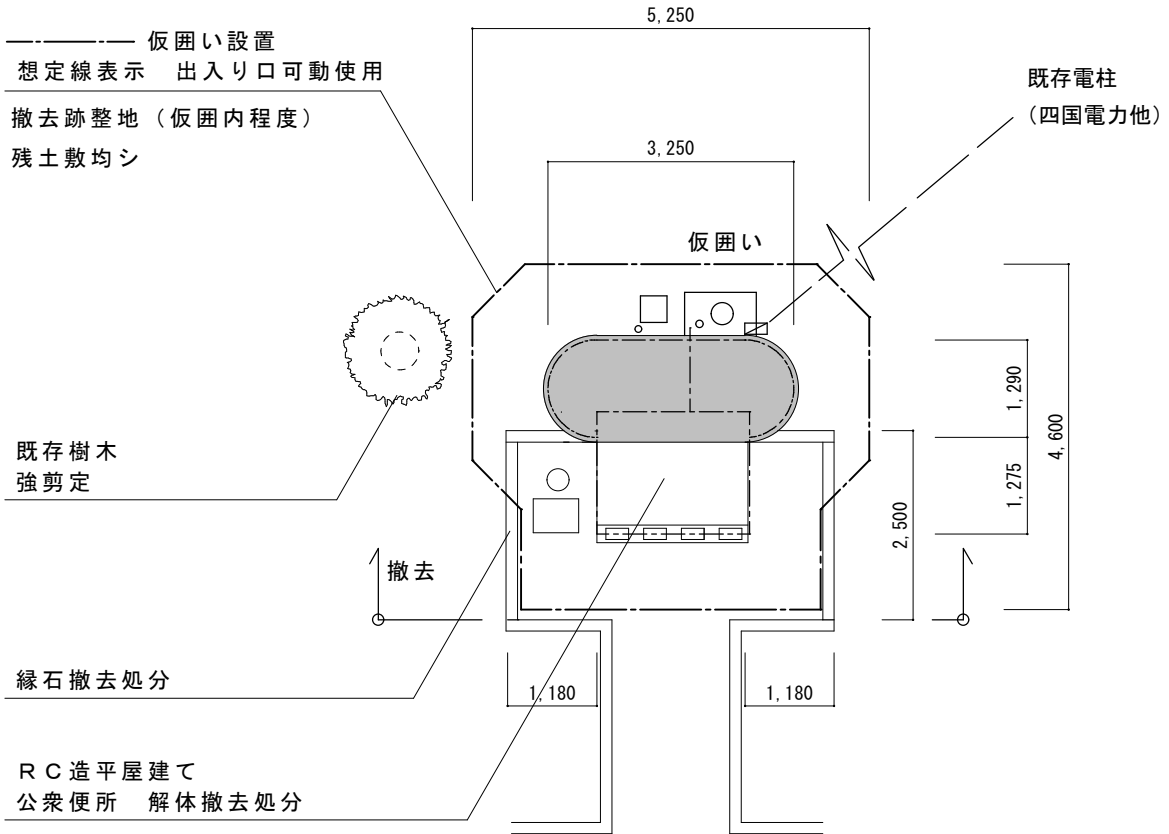
※屋外部分はコンクリート増打ち20mm

壁配筋リスト 1:30

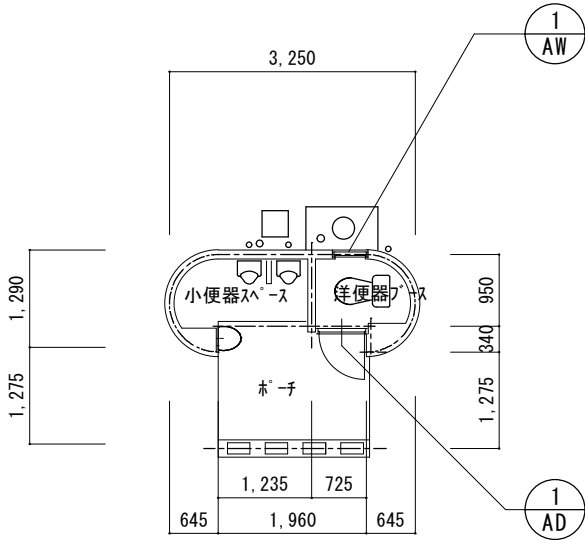
符 号	RC壁 W160
タテ筋	D10-@250 ダブルチドリ
ヨコ筋	D10-@250 ダブルチドリ
開口補強	縦・横-2-D13 定着長さ (L=520)
	斜め-1-D13 定着長さ (L=1,040)
壁端部補強	壁端部補強筋 2-D13
笠木付7ルミ手摺付部	RC手摺立上り部 7ルミ笠木

RC手摺立上り部





既存便所 配置図 1/100

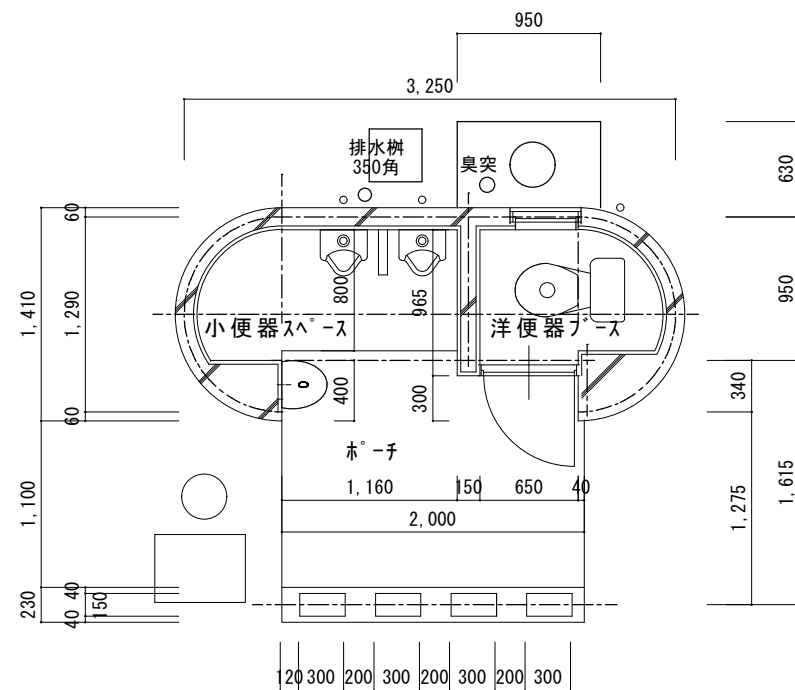


既存便所 平面図 1/100

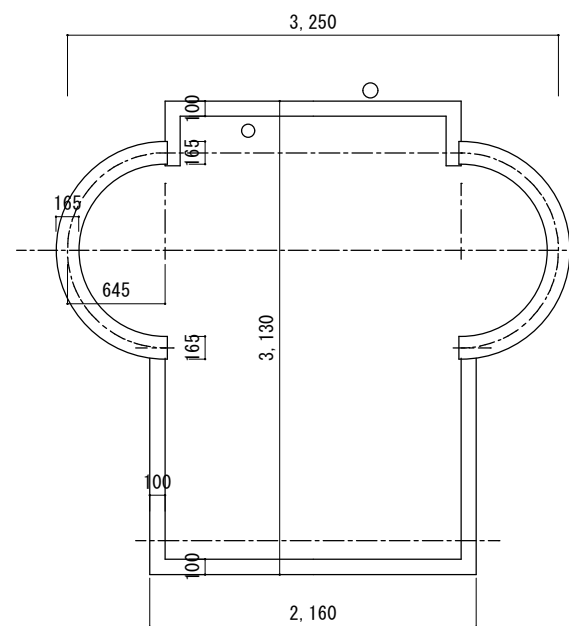
建具リスト

記号・名称		1 AD 片開アルミ戸	
形状			
室名	数量	洋便器スペース	1
材質	アルミ		
仕上	アルミパネル		
金物	附属金物一式		
備考	-		
記号・名称		1 AW FIX	
形状			
室名	数量	洋便器スペース	1
材質	アルミ		
仕上	アルミパネル		
金物	附属金物一式		
備考	-		

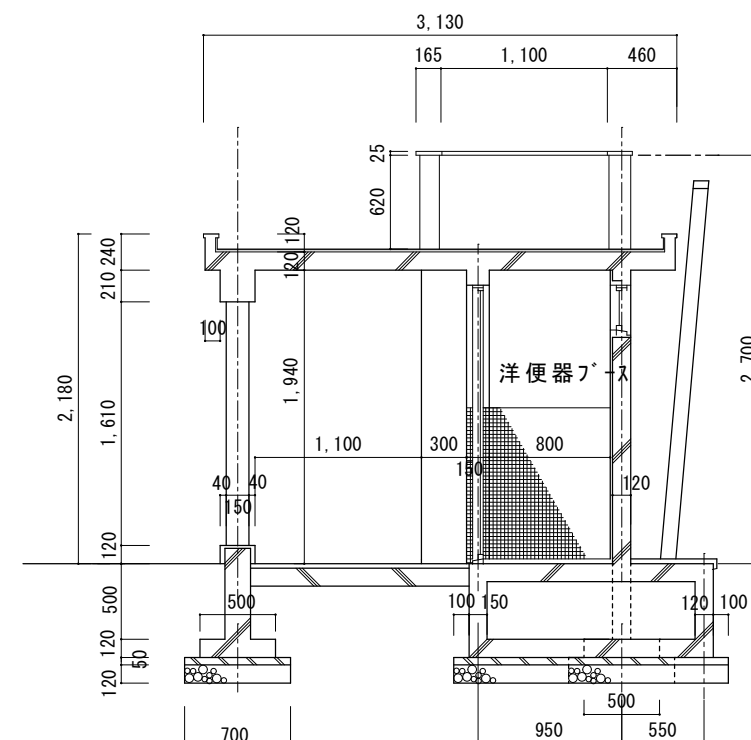
外部仕上表									
名称	仕上	名称	仕上	名称	仕上	名称	仕上	その他	付随設備
屋根	シート防水	外壁	打放し リシン吹付	目隠壁部	コンクリート打放し	笠木	モルタル塗		引込配線類、機器 雨水樹
縦樋	塩ビ 90φ	巾木	打放し リシン吹付	ホーチ床	モルタル塗				簡易水洗用機器 雨水樹
内部仕上表									
室名	床	巾木	壁	天井	備考				
小便器スペース	25角磁器タイル貼	モザイクタイル貼 H1000	モルタル塗リシン吹付	打放し リシン吹付	壁付照明器具、スイッチ 小便器、手洗い器 掃除用具				
洋便器スペース	25角磁器タイル貼	モザイクタイル貼 H1000	モルタル塗リシン吹付	打放し リシン吹付	壁付照明器具、スイッチ 洋便器				
ホーチ床	モルタル塗	目隠壁部巾木 モルタル塗	-	打放し リシン吹付	各種配管、配線類				



平面図 1/50

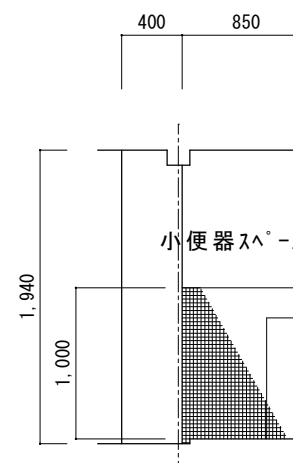


屋根伏せ図 1/50



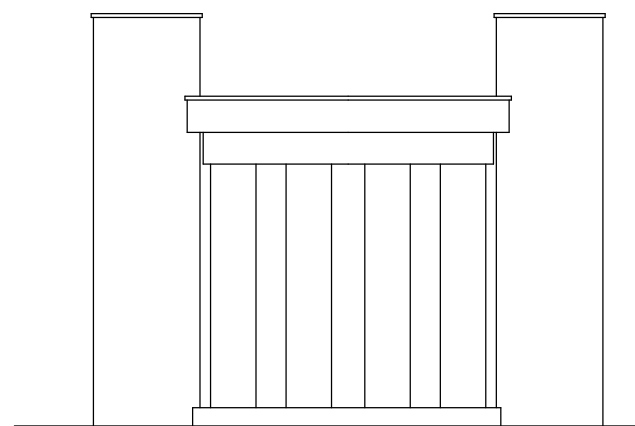
地中部分は想定形状、想定寸法を表示

断面詳細図 1/50

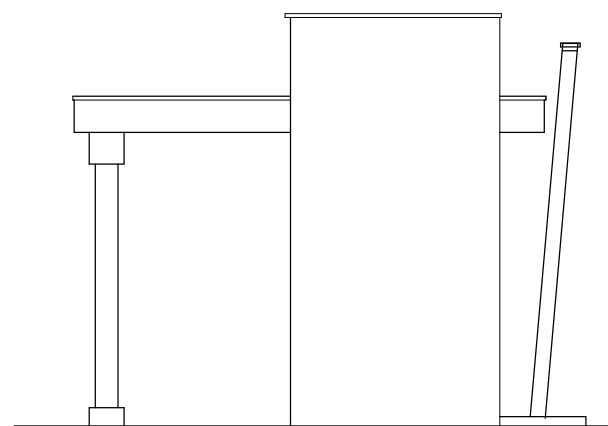


展開図 1/50

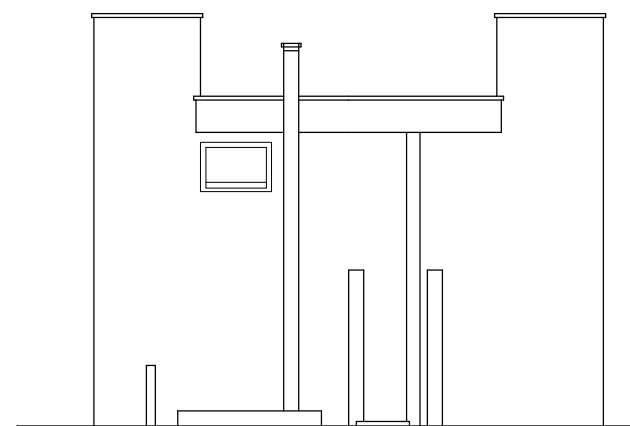
洋便器ブース



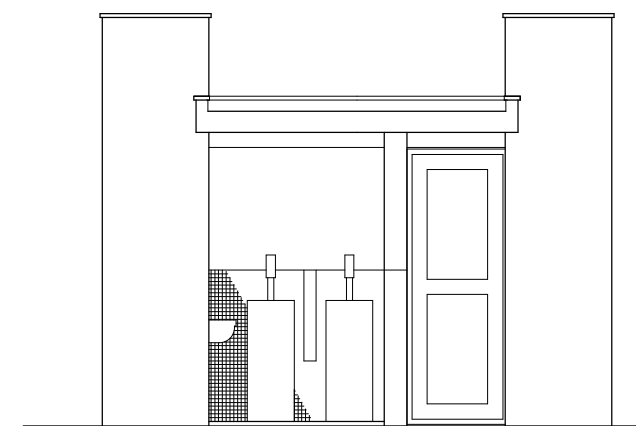
正面立面図 1/50



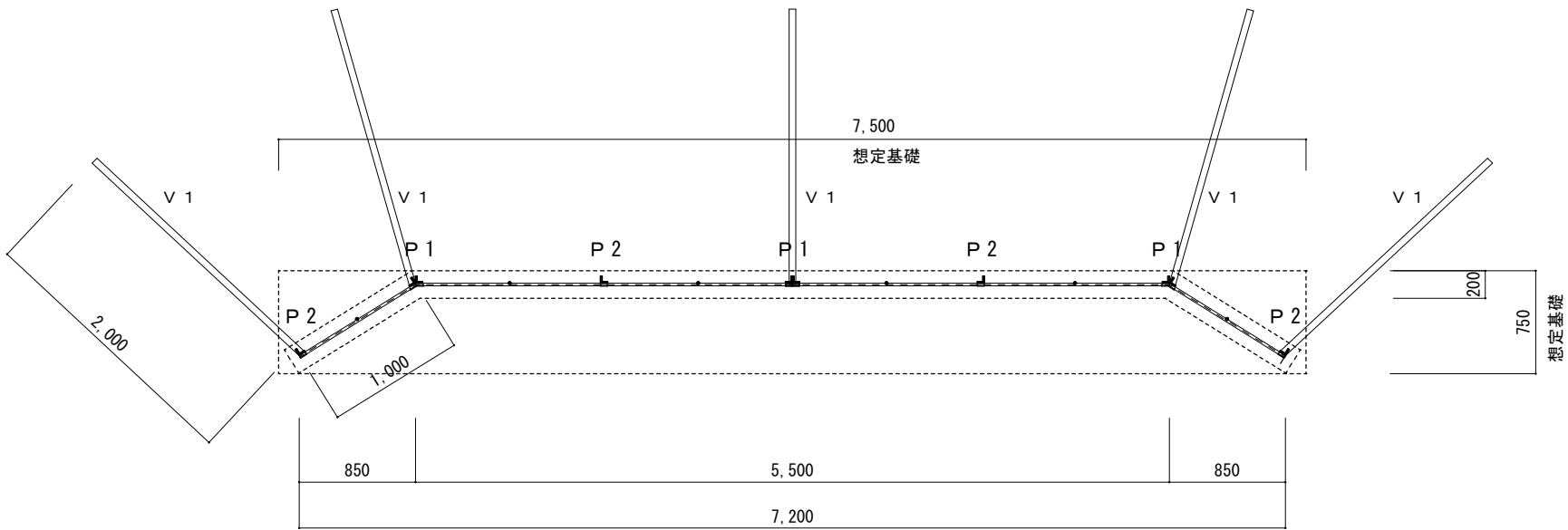
両側面立面図 1/50



背面側立面図 1/50



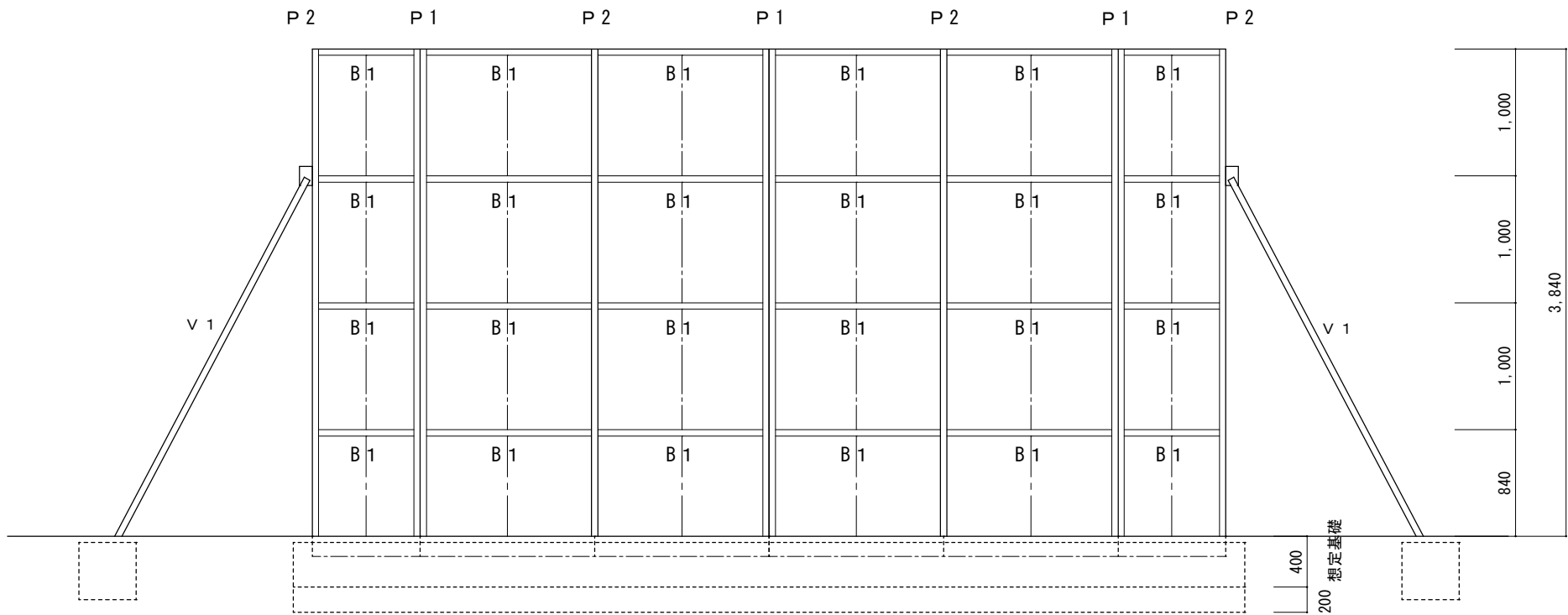
ポーチ部立面図 1/50



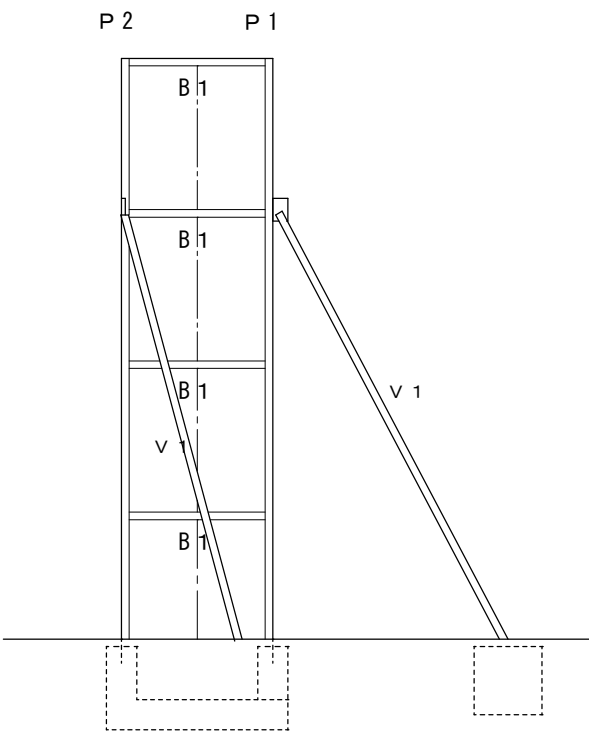
撤去材、部材リスト	
P 1	L 50×50 × 2 + F B 50
P 2、B 1	L 50×50 + F B 50
V 1	50φ
-----	ネット振止 9φ
	内部 スチールネット張り 28.8m2

破線 想定基礎
地中部分は想定形状、想定寸法を表示

既存バックネット平面図 1/50



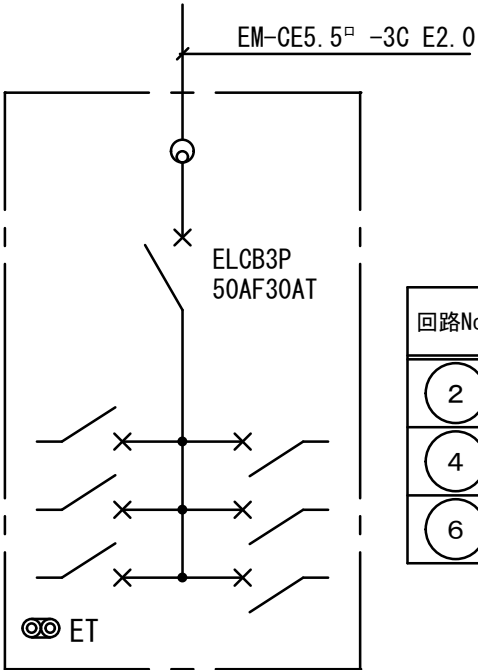
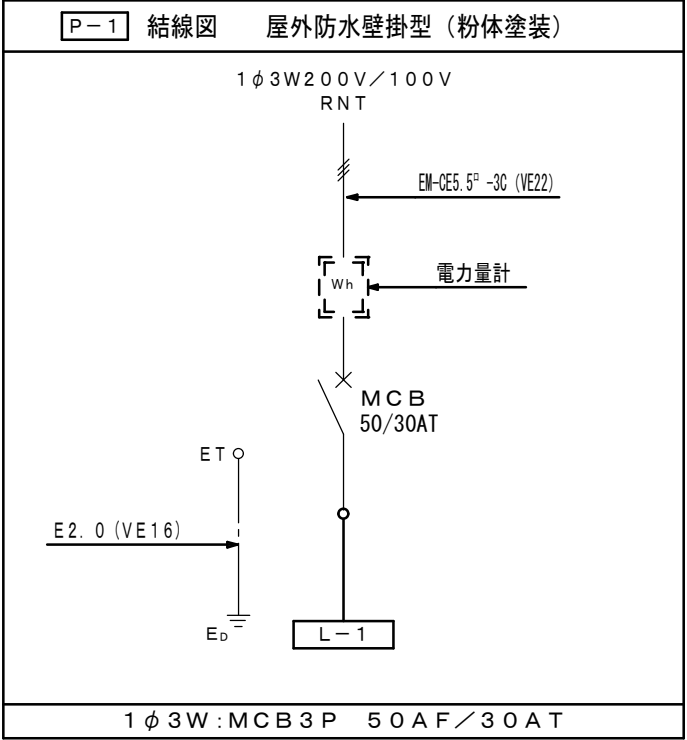
既存バックネット立面図 1/50



側面立面図 1/50

特 記 仕 様 書（電 気）																																																
1 工 事 名 称	北ノ浜グラウンドトイレ新築工事のうち建築工事				垂鉛めっき銅板とする。 9 分電盤、制御盤、端子盤などの2次側以降の配線で、配線経路、電線太さ、電線本数、管径などは係員との協議により図面と多少相違させて良い。 10 分電盤からの予備配管として、分電盤の予備回路数（スペースを含む）に応じた配管を天井裏まで立ち上げる。 11 E3接地極の材料はEＢとしD＝10、L＝1500とする。また、接地極の埋設位置には、屋外灯のポール等で埋設位置が明確な場合を除いて接地極埋設標を設ける。 12 P F管を使用する場合は（タイプ-22）一重管とする。 13 低圧C Vケーブルの100° 以上はC V Tとし、その他のサイズについては係員との協議によりC V Tを使用しても良い。 14 屋上、屋側の支持金物等はステンレス製（S U S 3 0 4）とする。（装柱金物は除く） 15 露出する配管は全て塗装を行う。なお、金属製管路の垂鉛めっき面はエッチングプライマー1種（J I S－K－5 6 3 3）による化学処理を行った後、調合ペイント2回塗りとする。 16 地中管路の埋設深さは0. 6 m以上とし、高圧地中配線以外も埋設標識シートにより埋設表示を行う。 17 工事の施工に伴い既成部分を汚染損傷した場合は、既成にならい補修する。 18 既存のコンクリート床、壁等の配管貫通部の穴明けは、原則としてダイヤモンドカッターによる。 19 床下土中埋設配管は、建築躯体から支持する。 20 防火区画を貫通する配管は鋼製とし、耐火パテ等を使用のうえ建築基準法並びに消防法に適合する防火処理を行うものとする。																																											
2 工 事 場 所	鳴門市撫養町大桑島																																															
3 一 般 事 項	（1） 本工事は設計図書、特記仕様書、並びに最新版 国土交通大臣官庁官庁営繕部監修、電気設備工事共通仕様書に基づき、関係諸官庁の規則に準拠し、担当係員の指示に従い完全に施工すること。 （2） 本工事に必要な工費用仮設電力、水などの費用並びに、官公署への諸手続などの費用は請負者の負担とする。 （3） 工事完成後には竣工図作成し、二つ折り製本3部及び竣工原図1部を提出すること。 （4） 軽微な変更等で、工事完成上当然必要と思われるものについては係員と協議のうえ無償にて施工すること。 （5） 本工事の施工に当たっては、各工事に係る職種の技能士を努めて活用すること。 （6） 本工事の施工及び管理に当たり法規上必要となる有資格者については、工事着手前に名簿を提出し、確認を受けること。 又、各工事との関連を考慮のうえ、工事着手前に施工図を作成し、係員の承認を受けた後着工すること。 （7） 本工事の一部について下請業者を使用する場合は、その工事の施工に十分な能力と経験を有した者であること。 （8） 機器類は、図示する形状及び配管などの取出し位置により、特定製造者の特定の製品を指示・限定しない。 （9） 発生材のうち引渡しを要しないものは、全て構外に搬出し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令に従い適切に処理し、監督員に報告する。																																															
4 工 事 項 目	- 幹線設備工事 - 電灯コンセント設備工事			6 工 事 区 分	<table><tr><th>工 事 内 容</th><th>電 気 工 事</th><th>建 築 工 事</th><th>管 工 事</th><th>空 調 工 事</th><th></th></tr><tr><td>梁、壁、床貫通部のスリーブ</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>同上補強工事</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>盤・便器等の箱入れ</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>同上補強工事</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>天井埋込個所の天井材の切込み</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>同上補強工事</td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	工 事 内 容	電 気 工 事	建 築 工 事	管 工 事	空 調 工 事		梁、壁、床貫通部のスリーブ						同上補強工事						盤・便器等の箱入れ						同上補強工事						天井埋込個所の天井材の切込み	○					同上補強工事		○				
工 事 内 容	電 気 工 事	建 築 工 事	管 工 事	空 調 工 事																																												
梁、壁、床貫通部のスリーブ																																																
同上補強工事																																																
盤・便器等の箱入れ																																																
同上補強工事																																																
天井埋込個所の天井材の切込み	○																																															
同上補強工事		○																																														
5 特 記 事 項	1 薄鋼電線管（19、25・・・）は、表示されているものと同一外径のねじなし電線管（E19、E25・・・）を使用しても良い。 2 長さ1m以上の入線しない電線管には1. 2mm以上のビニル被覆鉄線を挿入する。 3 配線器具は大角型埋込とし、フラッシュプレートの材質は新金属製とする。 4 蛍光灯器具の直管形又は環形ランプのうち20形以上のものは、低消費ランプ（LW形ランプ）とする。（但し、車庫・倉庫等冬期に室温が10℃以下となる場所に設置する器具及び防災用器具の場合を除く） 5 幹線の要所（ブルボックス内、ハンドホール内等）には、合成樹脂等の表示札により回路の種別、行先、サイズを表示する。また、ブルボックス蓋、カバープレート等の表面には、シール等により用途別表示をする。 6 フロアプレートは水平高低調節付（空転防止リング付）とする。 7 屋外防水型ブルボックス（埋込部を除く）はメラミン焼付塗装とする。なお、材質については、ステンレスとする場合は図面特記による。 8 スリーブ材料は原則として水密を要する箇所はつば付銅管、地中部分で水密を要しない箇所は硬質塩ビ管、それ以外は			7 メーカーリスト	本工事に使用する機材の製造メーカーは下記同等品以上とする。 - 電線管・付属品 J I Sマーク表示品 - 電線・ケーブル J I Sマーク表示品 - 耐火・耐熱ケーブル 耐火・耐熱電線認定業務委員会（(社)日本電線工業会）の認定を受けている旨の表示をしたもの。 - 配 線 器 具 J I Sマーク表示品 - 配分電盤類 一光電機 川崎電気 香東電機 パナソニック 河村電器 日東工業 - 照 明 器 具 パナソニック 三菱電機 大光電機 岩崎電気 日立照明 東芝ライテック - 換 気 扇 三菱電機 パナソニック 東 芝 日立製作所 - 拡 声 装 置 T O A パナソニック ビクター 東芝ライテック - 火災報知器 日本消防検定協会の検定合格書が貼付されたもの。 - ハンドホール ダイドレ 関西鑄工 大和重工 福西鑄物 長谷川鑄工所 ・マンホール蓋																																											

引込開閉器盤



電灯分電盤＜L-1＞

盤名称	L-1（分電盤）	
	リミッタースペースなし、ドア付	
	鋼板製、露出形、屋内用	
合計容量	4,300VA	
幹線サイズ	EM-CE5.5□-3C E2.0	
配線用遮断器		数量
主幹	ELCB 50AF/30AT 3P2E	1
2次分岐	MCCB 30AF/20AT 2P1E	6
	タイマー（動作周期：24時間式、回路数：1回路 定格電圧：AC100-240V）	1
	キャビネット寸法：400×600×125	

負荷名称	容量(VA)	回路No.
電灯	240	①
電灯	10	③
コンセント(女子トイレ)	1350	⑤

(EEスイッチ)

回路No.	容量(VA)	負荷名称
②	50	電灯(屋外)
④	1350	コンセント(男子トイレ)
⑥	1350	コンセント(女子トイレ)

(EEスイッチ+タイマー)

【凡 例】

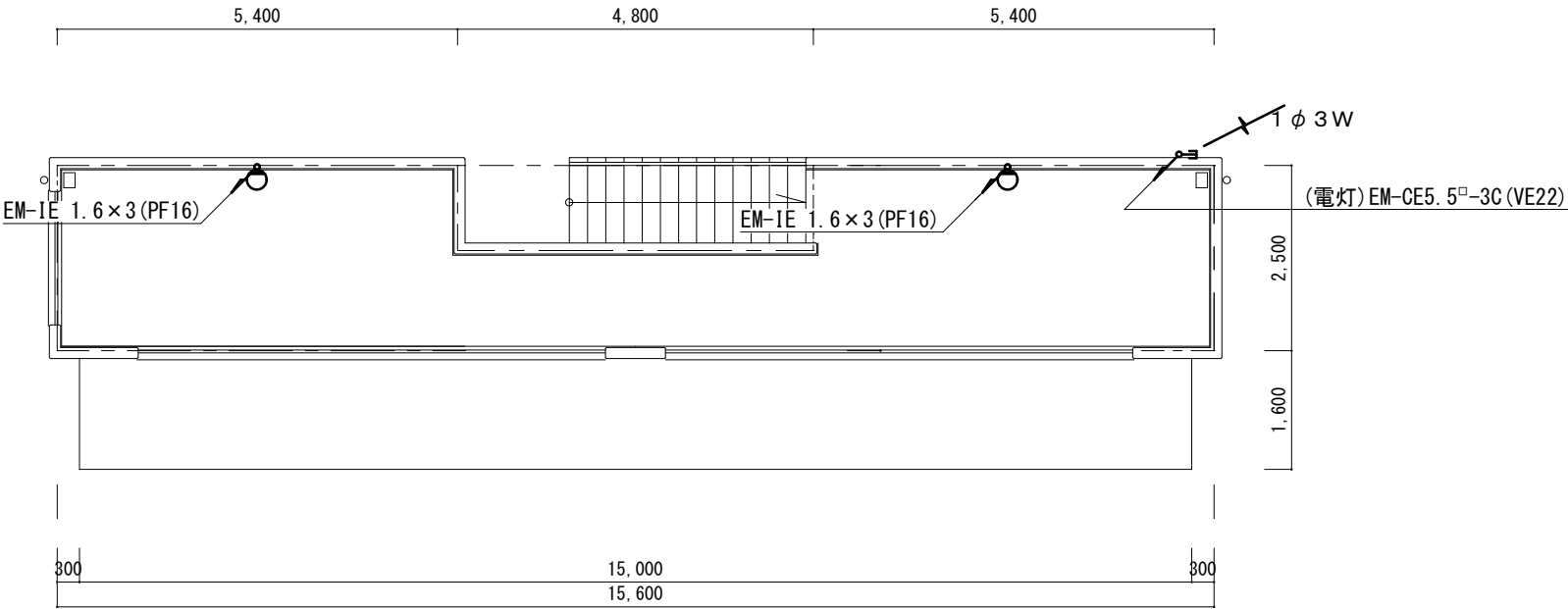
シンボル	名 称	仕 様
——	打込配管	
- - - -	露出配管	
⚡	引込受電点	
≡	接地極	E D : D 種接地工事
▬	分電盤	分電盤結線図参照
⊗	引込開閉器盤	引込開閉器盤結線図参照
○	照明器具	天井付 照明器具姿図参照
○	照明器具	壁付 照明器具姿図参照
●	埋込スイッチ(片切)	1 P 1 5 A 1 0 0 V 新金属プレート共
●EE	自動点滅器	端子式バイメタル、金具付き、遮光フード付き、3 A 1 0 0 V
⊙ET	埋込コンセント	2 P 1 5 A × 1 E T × 1 新金属プレート共
⊙2ET	埋込コンセント	2 P 1 5 A × 2 E T × 1 新金属プレート共
⊙2EWP	防水コンセント	2 P 1 5 A × 2 E 極付 新金属プレート共
⊙	換気扇	機器表参照

イ	直付型40形 iスタイル	ハ	直付型20形 iスタイル 防湿型・防雨型
	一般タイプ、5200lmタイプ 消費電力31.9W、定格出力型、電圧100～242V 本体：鋼板（白色粉体塗装） ライトバー（カバー）：ポリカーボネート（乳白） 光源寿命40000時間（光束維持率85%） 昼白色（5000K）、Ra83 電源装置はライトバー側に内蔵 パナソニック 直付XLX450NENPLE9 相当品		一般タイプ、800lmタイプ 消費電力6W、定格出力型、電圧100～242V 本体：亜鉛鋼板（クロムフリー・高反射白色粉体塗装） 防湿型・防雨型ライトバー：ポリカーボネート（乳白）+アクリルコーティング 光源寿命40000時間（光束維持率85%） 1P23防湿型、昼白色（5000K）、Ra83 電源装置はライトバー側に内蔵 パナソニック 直付XLW202NENZLE9 相当品
ロ	LEDポーチライト 40形電球1灯器具相当	ニ	LEDウォールライト 20形
	電球色（2700K）、Ra80 器具光束153lm、消費電力4.3W、電圧100V 防雨型、ネジ込み方式 カバー：アクリル（乳白） プラスチック（オフブラック） パナソニック LGW85275U 相当品		LED内蔵、電源ユニット内蔵 防雨型、ひと（熱線）センサ・EEセンサ付（ON/OFF型） 5000K、Ra83、光源寿命40000時間（光束維持率85%） 器具光束1470lm、消費電力14.9W、電圧100～242V 本体：ステンレス、カバー：ポリカーボネート（乳白） 壁直付型、保護等級：IP23 パナソニック NNFS21811CLE9 相当品

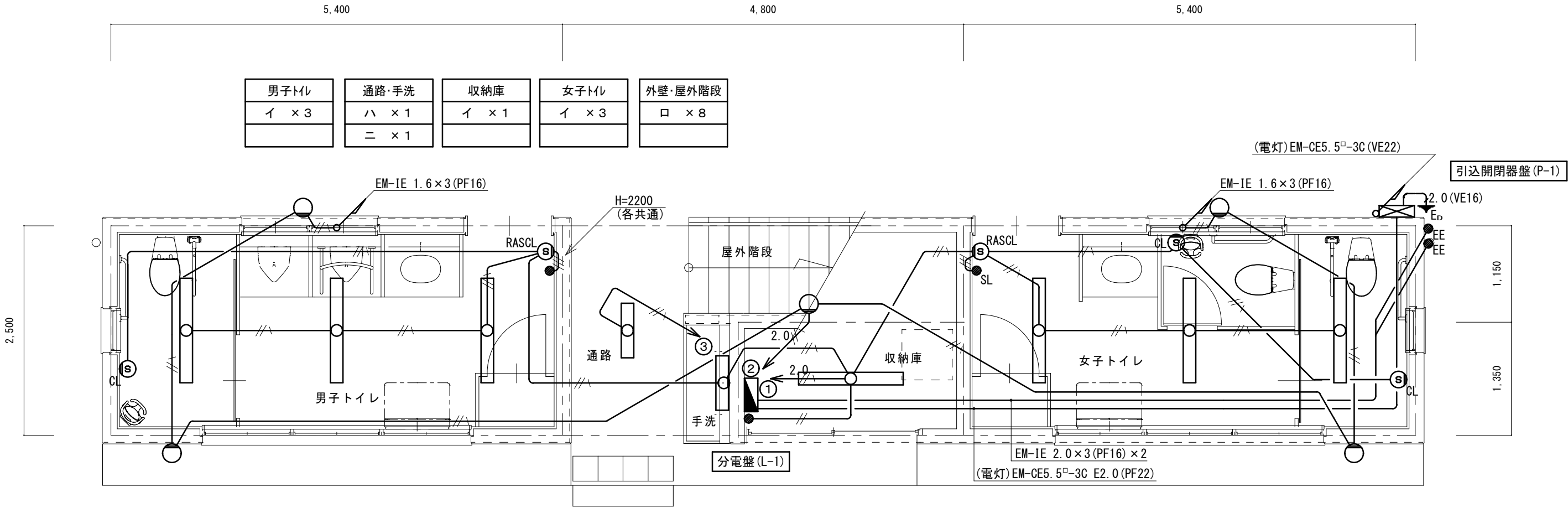
図中明記なき配管・配線は下記とする。		
〈電灯回路〉		
		EM-IE 2.0×3 (PF16)
		EM-IE 1.6×2 (PF16)
		EM-IE 1.6×3 (PF16)
すべて打込配管とする		

凡例

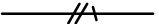
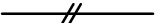
	記 号	名 称	適 用	備 考
	ⓈRASCL	熱線センサー付自動スイッチ（親機）	壁取付（8A）・防雨形	WTK3481
	ⓈCL	熱線センサー付自動スイッチ（子機）	壁取付・防雨形	WTK3911
	●SL	熱線センサー操作スイッチ	1回路	WTC5820W

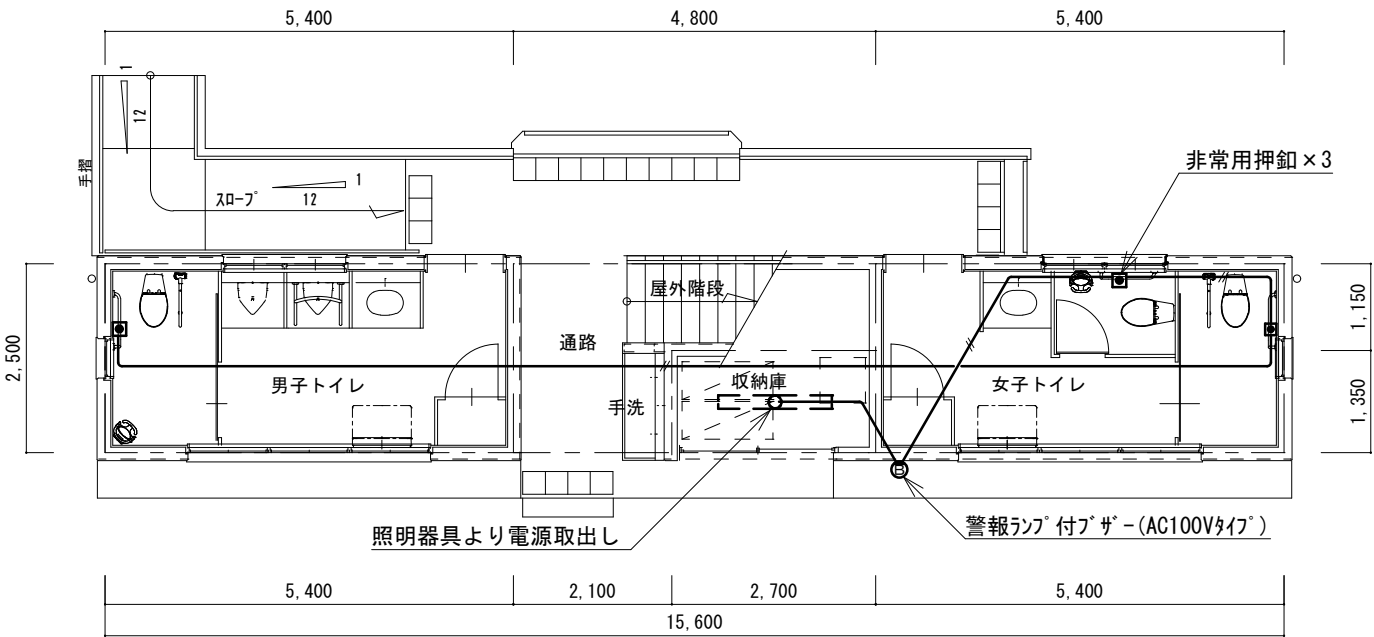


屋根伏せ図 1/100

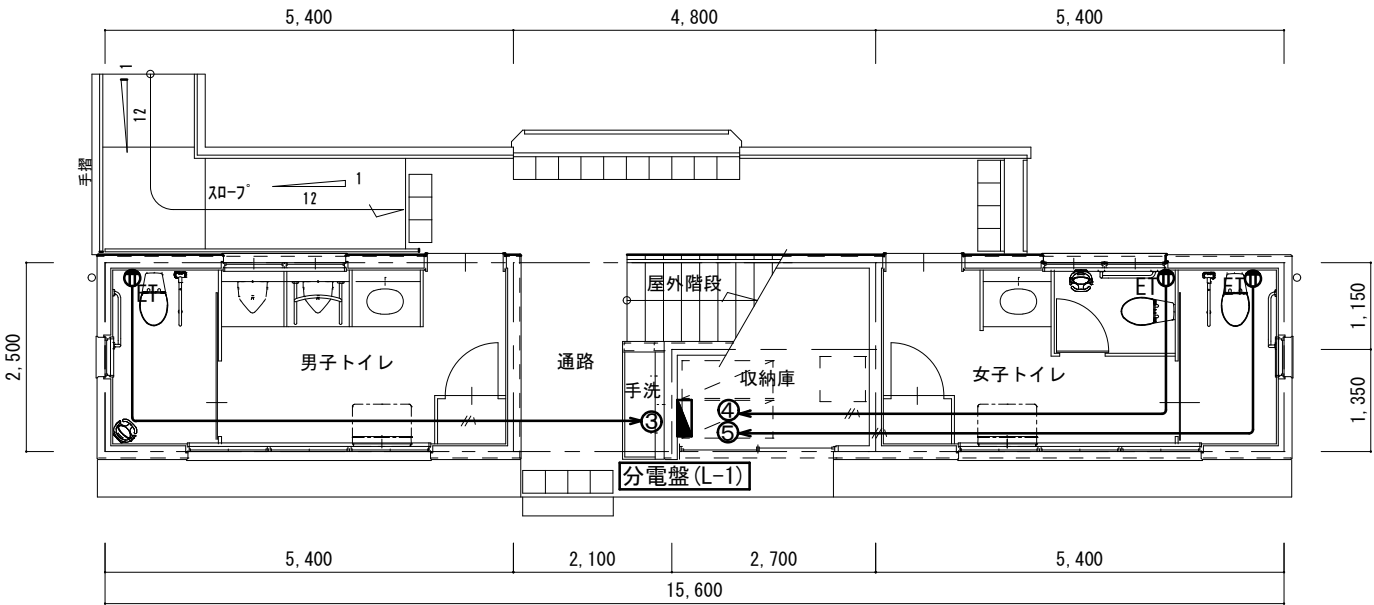


平面図 1/50

図中明記なき配管・配線は下記とする。	
〈コンセント回路〉	
	EM-IE 2.0×3 (PF16)
〈警報回路〉	
	EM-IE 1.6×2 (PF16)
	EM-AE 0.9-2C (PF16)
すべて打込配管とする	



平面図 1/100
(警報設備)



平面図 1/100
(コンセント設備)